

第四百回 参議院農林水産委員会會議録第八号

昭和六十一年五月八日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十七日

辞任 田淵 哲也君

補欠選任 田淵 哲也君

四月十八日

辞任 大河原 太二郎君

補欠選任 大城 眞順君

林 健太郎君

小林 國司君

上野 雄文君

山田 謙君

久保 亘君

八百板 正君

村沢 牧君

稻村 稔夫君

四月二十二日

辞任 水谷 力君

補欠選任 大鷹 淑子君

四月二十三日

辞任 大鷹 淑子君

補欠選任 水谷 力君

四月二十四日

辞任 水谷 力君

補欠選任 藤田 正明君

四月二十五日

辞任 菅野 久光君

補欠選任 赤桐 操君

五月八日

辞任 藤田 正明君

補欠選任 水谷 力君

五月八日

辞任 赤桐 操君

補欠選任 菅野 久光君

出席者は左のとおり。
委員長 成相 善十君
理事 田淵 哲也君
事務局 山田 勇君
常任委員会専門員 安達 正君

委員

浦田 勝君

北 修二君

星 長治君

菅野 久光君

刈田 貞子君

岡部 三郎君

熊谷 太三郎君

小林 國司君

坂野 重信君

坂元 親男君

谷川 寛三君

初村 龍一郎君

水谷 力君

稲村 稔夫君

山田 謙君

塩出 啓典君

下田 京子君

参考人

玉川 大学農学部教授

株式会社三菱化成生命科学研究所人間・自然研究部長

全国農業協同組合中央会常務理事

茅野 久君

中島 哲夫君

中村 桂子君

生物系特定産業技術研究推進機構法案の審査のため、本日の委員会に、参考人として、玉川大学農学部教授中島哲夫君、株式会社三菱化成生命科学研究所人間・自然研究部長中村桂子君及び全国農業協同組合中央会常務理事茅野久君の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(成相善十君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(成相善十君) 次に、生物系特定産業技術研究推進機構法案を議題といたします。

○国務大臣(羽田孜君) 生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年における技術革新の動きは目覚ましく、特にバイオテクノロジー等先端技術の発展には著しいものがあります。農林漁業、食料品製造業等の分野においても、これら新しい技術の開発、導入により技術水準の高度化を図り、生産性の飛躍的向上、画期的新品種・新製品の開発等による新たな展開が期待されているところであります。

御承知のとおり、我が国では、農林漁業等の分野におきましては、民間の技術開発への取り組みは他の分野に比べて十分ではなく、国や都道府県等の公的機関における試験研究が大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、さきに述べたような技術革新の状況下において、農林漁業、食料品製造業等に關する技術の分野も将来の大きな進展が見込まれる分野として、民間における関心が最近急速に高まってきたところであります。また欧米諸国

○委員長(成相善十君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

玉川大学農学部教授中島哲夫君、株式会社三菱化成生命科学研究所人間・自然研究部長中村桂子君及び全国農業協同組合中央会常務理事茅野久君の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

参考人

玉川 大学農学部教授

株式会社三菱化成生命科学研究所人間・自然研究部長

全国農業協同組合中央会常務理事

茅野 久君

中島 哲夫君

中村 桂子君

生物系特定産業技術研究推進機構法案の審査のため、本日の委員会に、参考人として、玉川大学農学部教授中島哲夫君、株式会社三菱化成生命科学研究所人間・自然研究部長中村桂子君及び全国農業協同組合中央会常務理事茅野久君の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(成相善十君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(成相善十君) 次に、生物系特定産業技術研究推進機構法案を議題といたします。

○国務大臣(羽田孜君) 生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年における技術革新の動きは目覚ましく、特にバイオテクノロジー等先端技術の発展には著しいものがあります。農林漁業、食料品製造業等の分野においても、これら新しい技術の開発、導入により技術水準の高度化を図り、生産性の飛躍的向上、画期的新品種・新製品の開発等による新たな展開が期待されているところであります。

御承知のとおり、我が国では、農林漁業等の分野におきましては、民間の技術開発への取り組みは他の分野に比べて十分ではなく、国や都道府県等の公的機関における試験研究が大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、さきに述べたような技術革新の状況下において、農林漁業、食料品製造業等に關する技術の分野も将来の大きな進展が見込まれる分野として、民間における関心が最近急速に高まってきたところであります。また欧米諸国

○委員長(成相善十君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

玉川大学農学部教授中島哲夫君、株式会社三菱化成生命科学研究所人間・自然研究部長中村桂子君及び全国農業協同組合中央会常務理事茅野久君の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

においては、既に官民挙げてこの分野における技術開発に積極的に取り組んでいるところであります。

このような状況にかんがみ、我が国としても、国等の公的機関における試験研究の充実強化に努めることはもちろんであります。それと同時に、民間がこれら分野における技術開発に積極的に取り組み得る方途を講じ、全体としてこの分野の技術水準の高度化を図ることが、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上の観点から喫緊の課題となっております。

政府といたしましては、このような認識のもとに、農林漁業、食料品製造業等における生物系特定産業技術に関する民間の試験研究を促進する等のため、農業機械化研究所を改組して、生物系特定産業技術研究推進機構を設立することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、機構は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進するための業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化を推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することを目的とするとともに、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うことを目的としております。

第二に、機構は民間研究促進業務の対象とする分野につきましては、当面、農林漁業、食料品製造業等の産業分野としておりますが、生物系特定産業技術に係る他の産業分野も対象とし得ることとしております。

第三に、機構は生物系特定産業技術についての民間の関係者が発起人となり、政府及び民間が出資して設立される認可法人とすることとしております。

伝資源の提供についての民間の研究者に対するあっせん、その他民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進するために必要な業務を行うこととしております。

また、機構はこれらの業務にあわせて、農業機械化促進法に定めるところにより、農業機械化の促進に資するため、従来農業機械化研究所が行ってきた農機具の改良に関する試験研究、農機具についての検査等の業務を行うこととしております。

第五に、機構が設立されるに伴い、農業機械化研究所を解散することとしておりますが、その権利義務については本機構が承継することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(成相善十君) 次に、補足説明を聴取いたします。柳瀬農林水産技術会議事務局局長。

○政府委員(柳瀬欽也君) 生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、この機構の業務の対象となる「生物系特定産業技術」につきましては、生物の機能を維持増進する等生物の機能にかかわる業務を行う事業のうち、農林漁業、食料品製造業及びたばこ製造業その他政令で定める業種に属する事業に関する技術であつて、その開発に当たり生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とするものとしております。

なお、政令で定める業種といたしましては、これに属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種を定めることとしております。

第二に、機構の資本金につきましては、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する金額と農業機械化研究所から承継する同研究所に対する出資金の合計額とし、機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けてその資本金を増加することができるとしております。

第三に、機構の業務の適正な運営を期するため、機構の業務に關し学識経験を有する者二十五人以内で構成する評議員会を置くこととしております。

第四に、機構の財務及び会計につきましては、民間の研究促進のための出資及び融資等の業務と農業機械化促進のための試験研究等の業務とは性格が異なることから、それぞれ業務ごとに経理を区分し勘定を設けて整理することとしております。

なお、民間の研究促進のための業務に係る勘定におきましては、毎事業年度の損益計算において利益が生じたときは、繰越損失への充当及び積立金の積み立てを行った後の残余の額について、主務大臣の認可を受けて、その出資者に対しそれぞれの出資額に応じ分配することができるとしてしております。

第五に、機構が設立されるに伴い、農業機械化研究所を解散するものとし、その一切の権利義務は機構が承継することとしております。

また、このような措置を講ずることに伴い、農業機械化促進法につきまして、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究、農機具についての検査等の業務は、機構が行うものとする等の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(成相善十君) それでは、先ほど決定されました参考人の方々の御出席を願っておりますので、御意見を承ることといたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。本日は、生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、それぞれの御専門の立場からの御意見をお伺いし、審査の参考にさせていただきたいと存じますので、よろしく御意見を申し上げます。

それでは、議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べ願う時間はお一人十分程度とし、その順序は、中島参考人、中村参考人、茅野参考人といたします。参考人の御意見の開陳が一応済みしました後で委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

それでは、中島参考人からお願いいたします。

中島参考人。

○参考人(中島哲夫君) 中島でございます。

私の専門は植物育種学でございます。最初に私が今までやってまいりましたことを申し上げますと、植物育種に利用するという立場から過去三十二年間にわたりまして植物の組織培養について研究をしてまいりました。植物の組織培養と申しますのは、今日言われておりますところの植物バイオテクノロジーの基礎技術でございます。DNA組みかえを利用する際の、あるいは細胞融合の際のプロトプラストの培養とか、あるいは雑種をつくるための胚培養、胚珠培養あるいは育種効率を上げるための芽培養などございます。本日は、植物育種学の立場から私見を述べさせていただきますと存じます。

申し上げるまでもないことですが、育種、いわゆる品種改良は我が国農業の発展に今まで大きな貢献を果たしてまいりました。例えば稲、麦などの生産力の向上、品質の改善に、また果樹や野菜などに對しても、果たした役割は大変大きなものでございます。我が国の現在の育種技術は世界的に見ても決して引けをとるものではないというように考えております。

ところが、これからの育種というのを考えますと、大変大きな問題を抱えているように思

ます。それは一つには消費者あるいは生産物の利用者のニーズの多様化でございます。例えばトマト一つとってみましても、従来のトマトに加えてましてミニトマトだとか、あるいは完熟トマトだとか、あるいは加工トマトだとか、随分と要求はさまざまござります。

第二は農業形態、特に栽培形態の変化でございます。例えば稲の省力機械化栽培、野菜の施設栽培、養液栽培など、現在までも栽培形態の變化は起つておりますが、今後このような傾向は続くものと考えられます。今までもこれらに對しましてその都度育種は対応してきたのでございます。今後これらのニーズの多樣化、栽培形態の變化に對應するためには、特に急速に對應するためには、育種技術自身も大きな飛躍をしなければならない、そういう問題を抱えているのではない、かというように考えております。

ところで、育種技術の根幹は、一つにはいわゆる遺伝的に違ったものをつくり出すか、私たちはこれを変異の拡大と申しておりますが、この技術と、第二には拡大された変異の中からいかにして好ましいものを選び出すか、いわゆる選抜の技術、これが育種技術の根幹でございます。

変異拡大につきましては、従来交配、かけ合わせあるいは突然変異の誘発技術が使われておりました。特に交配によりまして、それも主として品種と品種の間の交配でございますが、これによって多くの新品種が育成され、農業生産に貢献してまいったわけでございます。また一方、少し縁の遠い野生種と栽培種の間の交配も一部では行われてきております。これは例えば野生種が持つております病気に強い遺伝子、耐病性遺伝子を栽培種に導入するときなどに使つたものでございます。小麦の赤さび病、トマト、ジャガイモ、たばこなどの各種耐病性遺伝子など、野生種が持つ耐病性遺伝子がこの方法で栽培品種に導入されてきております。これもまた農業生産上大きな貢献を今までしてきたわけでございます。このようなかけ合わせによりましてこの方法は一種の遺伝子組みか

えと申すべきものでございます。品種間でのかけ合わせにしましても、また縁の遠いものの間のかけ合わせにしましても、遺伝子の組み合わせを新しく変えまして新品種が育成されているわけでございます。

このような遺伝子組みかえは、いわば交配可能な範囲、すなわち、かけ合わせをいたしまして雑種植物ができる範囲に限られてしまいます。雑種植物ができまないと、その後は打つ手がないというのが従来の交配による遺伝子の組みかえということでございます。

先ほど申し上げましたように、新しいニーズまたは新しい栽培形態の変化に急速に対応するためには、交配可能な範囲を拡大する、すなわち、もっと広い範囲で遺伝子の組みかえをすることが必要でございます。また育種技術の効率化を図ることも必要でございます。こういうところから新しい手法、いわゆるバイオテクノロジーを導入いたしました新しい育種技術の体系化というようなことが現在必要になってまいったわけでございます。特に将来、二十一世紀での発展を考えますと、今我が国でもこのようなことに取り組むことがどうしても必要であると考えております。

一方、バイオテクノロジーの眼目でありますところの組みかえDNA手法や細胞融合などを育種に利用することを考えてみますと、これらの手法は高等植物ではまだ研究段階でございまして、直ちにこれらの技術を利用して新品種ができる段階ではございません。現在は多くの基礎研究を積み重ね、知見の蓄積を図るとともに、利用のための技術開発をすることが必要であるというように考えております。また、これらの例えば組みかえDNAあるいは細胞融合、こういう技術単独で高等植物の作物の新品種育成ができるわけではございません。従来の育種とこれら新手法をドッキングさせまして新しい育種体系をつくる必要がございます。こうなりますと従来の育種技術自体にも改善のメスを入れる必要があると考えております。このような意味での新しい育種体系をつくるた

めの基礎研究は農林水産省関係の試験研究機関でも、また大学などでも現在強力に進めているわけでございます。しかし人員の点とかあるいは施設などの点を考えますと、また諸外国の状況を考えますと、私どもはもつと基盤を広げまして技術開発にも手を広げていきませんと、二十一世紀に向けて我が国が世界に立ちおくれるのではないかと、というような危惧を日ごろ持っているわけでございます。

今回の法案は、いわゆる民間活力をこの方面にも向けるための処置と私は理解いたしておるわけですが、以上申し上げたような立場からいたしますと、育種の将来を考えますと、このような処置は至当なものではないだらうか、その将来の成果に期待を持つものでございます。

大麥簡單でございますけれども終わります。

○委員長（成相善十君）　ありがとうございます。

次に、中村参考人をお願いいたします。中村参考人。

○参考人(中村桂子君) 中村でございます。大麥申しわけございません、風邪を引いてしまいました、お聞き苦しいと思うのですけれどもお許しください。

私は、元來は遺伝子研究をしておりまして、最近は、そういう遺伝子研究などから出てまいりました新しいバイオテクノロジーというものは社会にいかに応用されていくべきかというような分野を仕事にしておりまして、そういう立場から申し上げます。今中島先生は育種の側からバイオテクノロジーの必要性をおっしゃいましたけれども、私はむしろ新しいバイオテクノロジーの側から、こういうものがこのような生物系産業に使われていくことの意味のようなことをお話をさせていたかどうかと思います。

最初に私の基本的な考えを申し上げますと、今
 回出されました法案は非常に時宜を得た大事な法
 案だというふうに私は思っております。そう思い
 ます理由を申し上げますと、まず、このような法

案が出された背景には、今申し上げました生物園係の中でバイオテクノロジーというふうには呼ばれております新しい技術が開発されている、技術の分野で革新が起きているということがあると思うんです。このバイオテクノロジーと申しますのは、いわゆる生物系の産業だけではなくていろいろな産業の中で非常に重要な技術として認識されて、国でも御承知のように多くの面で推進されております。例えば既に通産省では、次世代の技術、次の世代を支える技術として研究組合をおつくりになって総合的な研究を進めていらっしゃるんですし、それから基盤技術研究円滑化法に基づいてセンターをおつくりになって、ついせんだつてそれに基づいて蛋白質工学研究所という民間の活力を利用した研究所が設立されております。

このようなことが既に行われている中で、実は私は、このバイオテクノロジーというのが本当に当面最も有効に活用されるべき分野は、もちろん通産省がねらっていらっしゃるようないわゆるバイオインダストリーと呼ばれている分野はそうですけれども、私自身は、これが最も活用されるべき分野は農林水産業及び食品産業であるし、実際に応用の可能性の高いのもその分野ではないかと思っています。そういう意味でこのような分野に

特に力を入れた研究促進、技術開発促進というのは非常に今求められていることだというふうに思っております。このような分野は実は今中島先生からもお話がありましたように、まだまだ基礎研究が不足な分野ですので、そういう部分から十分に積み上げた総合的な研究をするための対策が重要だと思えます。そのためにはこのような今考えられているような推進機構というのは非常に重要な役割をするだろうと思えます。

今、私バイオテクノロジーと申し上げましたが、バイオテクノロジーと申しますと、すぐに遺伝子組みかえとか細胞融合とかいう非常に特殊な技術だけが皆様の頭の中に浮かぶのではないかと、思うのですが、バイオテクノロジーというのは、一般的に申しますと、生物の機能をできるだけ有

効に使用するという技術ですので、そのような新しい技術だけではなく、今お話のあった育種技術の中で実際に使われております生長点培養ですとか、約培養ですとか、もう既に技術化されているようなものも大事にしていく、そういう技術だということに思っておりますので、そういうものを全体的に促進することが大事だと思います。

それから二番目に、今社会は非常に変わっている、時代は変わっていると言われています。例えば情報社会という言われることが言われております。これももちろんそうだと思うんですけど、私も、私自身はどんな時代になっても食べ物というのは基本的なもので非常に大事なものであって、安定的にしかも安全なおいしい食べ物物を供給するということが、社会が安定しているための基本だということに思っています。私は研究者としてもそう思いますが、主婦としてもそういうふうなことに思っております。そういう意味で食べ物をきちんと生産するということが、これからどんな社会になっても大事であり、特にこれから大事なことです。今までは生産ということが主に考えられてきましたけれども、これからは生活ということが非常に大事な時代になると思いますので、そういう中で食べ物というものの位置づけを大事にしていきたいというふうに思っています。

それから三番目に、農林水産業というのは、主に研究についても技術開発についてもほとんどこれまで官、国主体でやっていたと思えます。特に稲、麦などの主要作物についてはほとんど全く民間の力なしに官中心でやっていたと思えます。けれども、最近、今申し上げましたバイオテクノロジーなどによって世界的な技術の動きを見ますと、こういう部分に民間の企業が非常に興味を持っておりまして、これはどういうことかと申しますと、この技術が将来の可能性を持っているから民間の企業が非常に興味を持っているというところで、これは日本だけではございませんで、世界的な動きとしてそういう動きがございます。私は、これから新しい技術開発の中で官民共

同というような形で物事を進めていくことが非常に大事だと思えます。これまでの官主体ではなくて、民間の関心のないところでは、民間が関心を持つという動きになっておりますので、この時期に産学協同という新しい機構をつくってそういう形を促進していくことが大事だと思います。

特に、官と申しまして、先ほど申しました約培養、生長点培養という非常に現実的な技術というのは、既に各地域で、私よくいろいろな各県の農業試験場とかそういうところへ伺いますけれども、そういうところでは非常に意欲的に研究をしていらっしゃる。それから食品産業というのは比較的各地域特有の特性を持った中小企業が多いんですけれども、そういうところでも非常に関心を持って新しいことに取り組んでいらっしゃる。そういう意味で、地域とか中小企業とか、一言で言ってしまうと草の根的と言っているような、非常に小さなところから芽生えているというものを育てるという意味でも、今までの通産省的な技術促進とまたちよと違った形で農林水産、食品産業というような面からの促進政策というのは非常に大事なことでないかというふうに思っています。

それから四番目は、これは中島先生もお触れになりましたが、これからは国際社会の中の日本ということを考えていただかないと思えます。その中で新しい技術をどのように使っていくかということは大事だと思えますが、その国際社会の中で日本を考えると競争の問題と協調の問題があると思えます。競争については、先ほど中島先生がお触れになりましたように、外国で非常に先行しておりますので、基礎技術から日本がきちと持つというところは非常に大事だと思えます。もちろんですが、もう一面、私は国際協調というところでこの技術を日本が基礎からきちと進めていくことが大事だと思っております。特に先進国との協調もそうでございますけれども、開発途上国に日本がある意味では技術的に進

んだ国として技術の転移をしたり、それから先ほど申しましたように、この分野は実は先進国といえどもまだこれから開発をしていかなければならない新しい分野ですので、むしろ大もとから開発途上国の方たちと一緒にそういう農業のようなものを育てていくという意味で協調のできていく分野ではないかというふうに思っております。

簡単に申し上げますと、以上申し上げたような幾つかの理由から、私はこのような研究推進機構ができるということは非常に大事なことではないかというふうに考えております。大変お聞き苦しくて申しわけございませんでした。ありがとうございます。

○委員長(成相善十君) ありがとうございます。次に、茅野参考人にお願いたします。茅野参考人。

○参考人(茅野久君) 本日は参考人として意見を述べさせていただきます。機会を与えられたことを深く感謝いたしますとともに、私は全国農業協同組合中央会において指導を担担しておるという立場からの意見を述べさせていただきます。かように存する次第でございます。

御承知のとおり、我が国の農業の現状ということにつきましては、今さら私が申し上げるまでもなく、非常に困難な状況の中に置かれてあるわけでございます。私ども農協団体といたしましては、鋭意こうした問題の解決に取り組んでおるところでございますが、その一つの手段として、生産性を高める技術開発というものの重要性がますます大きな課題となりつつあるというふうに考えておるわけでございます。

従来、農業分野の技術開発というものにつきましましては、先ほど諸先生方から国や県において御担当いただいたおるといふようなお話がございましたが、まさにそういうような形で取り進められてきたわけでございまして、今般新たにこの機構を創立いたしまして、官産学の共同開発を行う道を開いていただいたということは、バイオテクノロジー

ジー等を初めとする技術革新が農業の分野にも急激に新しい研究需要をもたらしている今日、まことに時宜を得たものというふうに期待をいたしておるところでございます。これによって生物系特定産業の研究が大いに促進され、その成果が農業生産活動に活用され、生産性の向上につながることを私どもとしては強く念願をいたしておるものでございます。

私も農協団体といたしましても、この分野の技術開発に既に取り組んでいる一部の団体もございまして、また現在検討中の団体もかなりの数に及んでおるわけでございます。したがって私どもは本機構が適正な運営のもとで十分な機能を発揮され、我が国農業の振興に寄与していただくことを前提といたしまして、次のような意見開陳を行いたいと思っております。

その第一点は、先ほど申し上げましたように、農業分野の技術開発は、これまで主として国や県で担当していただいていたわけでありまして、本機構の設立により、従来これらの公的機関で行われていた試験研究がより一層に公的機関で十分な御配慮をお願いしたいという点でございます。

元来、日本列島は南北に細長く、面積の割合に氣候、風土というものが地域によって非常に異なっておりますという列島でございますが、農業生産の形態もまた多種多様でございます。したがって農業生産で私どもが一番必要とするものは地域の特性に見合った技術を持つということではないかというふうに考えております。一般企業が期待する技術研究とはやや趣を異にするものであるかとも思いますが、地域特性の上に立った技術の開発、普及に今まで地域農試あるいは県の農業試験場、普及所というものが果たされてきた役割は極めて大きかったというふうに考えるものであります。こうした意味で従来の国や県の研究体制の機能の維持強化ということにつき、一層の御留意をいただくようお願いをいたしたいというふうに考えさせていただきます。

た。例えば今までの育種でございますと、何代も何代も品種改良のためには栽培を繰り返していつて、そしてその品種の固定したかどうかも確認し、その性能も確認する、こういう形になるわけでありますけれども、こうした新しい技術によります場合は、それが短縮されてくるということにもなるのかもしれない。しかし、そうだといたしまして、これは一般のいわゆる工業の場合の性能試験だとかなんとかというものと違って、か

なり時間を要するものではないかというふうに思
うわけであります。それだけに、これを私伺いま
すのは、実はこの機構との関係もあって、試験研
究にお金を出します、融資をいたしますといった
場合に、かなりの期間を要し、しかもそれが果た
していいものかどうかというのがなかなかわから
ぬ、こういうような形のものになるのではないだ
ろうかというようなことを懸念するものですから
、その辺のところ、もし御見解があればお聞か

せをいいただきたいというふうに思います。

それから中村先生のお話で、民間の研究というものに具体的に携わっておられるその御体験もあろうかと思うのでありますけれども、確かに民間企業が新しいバイオテクの技術に関心を持ち始めているということはわかるのであります。しかしし

同時にこのバイオテクの技術といえますのはまだ野のものとも山のものともわからぬ面が多いということになりますと、どれだけその関心を具体的な研究ということに投入してくれるだろうか。私の疑問は、今までの研究投資、民間の研究投資ということでいきますと、特に農林漁業関係というのは工業と比べて物すごく少ないという側面もあるものでございますから、特に民間の研究機関においでになります先生の御感想をお聞かせいただ

それからもう一つ、これは何か座談会のような形をとられて先生がまとめられたものですけれども、それをちょっと拝見いたしますと、これからのライフサイエンスということでバイオエシックス試験論ということが書かれてございまして、大変

私も興味を持って拝見させていただいたわけでありますけれども、非常に大事なポイントになるんじゃないだろうか、このパイオテクノロジーに対しての取り組みの姿勢というんでしょうか、それを決める上では非常に大事なポイントになるんじゃないか、こんなふうにも思うものですから、恐縮ですが、このパイオエシックスというものを少しコンデンスしてわかりやすく御説明いただければありがたいというふうに思います。

それから茅野先生は特に農業の経営の現場というものをいろいろと御存じだと思ふわけであります。こういう中で特に、さつきもちよつとお話です。触れられておりましたが、それぞれの地域とか、多分単協ということなんでしょうか、いろいろなこういう新しい技術への取り組みがあるやにお話しながらございました。どういう分野で大体どんなことに取り組んでおられるのかというようなことを、おわかりでございましたらお聞かせをいただきました。というふうに思います。

○参考人(中島哲夫君) 今先生から御質問がございまして、先生の御意見もございましたように、相手に生物、高等植物などですから、パイオテクノロジーを取り入れようが何しようが、あの程度の年数がかかるということは、育種に年数がかかるというのはいたし方のないところじやないかと思えます。きょうやりまして、あしたできるというわけにはどうしたつていけません。しかしながら、先ほど私ちょっと申し上げたわけでございしますけれども、今後の農業がさまざま変わりましますのに直ちに対応するというようなことを植物育種それ自身考えていかなきゃいけないんじゃないか。そのことは一つには対応できるような幅を持つというのと、もう一つは育種というものの効率をいかにして上げるかというこの二点にあるんじゃないかと思えます。ある程度時間はかかるかもしれませんが、少なくとも今よりは大幅に時間を短縮するというようなことをどうして考えていかなきゃいけないんじゃないか。

先ほど中村参考人からも話がありましたけれど

も、バイテクといいますと直ちに考えられる組みかえDNA、細胞融合だけじゃなくて、例えば薬培養みたいなものもあるとおっしゃいましたけれども、薬培養なんというのはまさにいかにして効率化を図るか、育種の年数を短くするかということろじゃないかと思います。それから細胞融合にいたしまして、縁の遠いものの間で雑種をつくるということもさることながら、この技術をうまく使いまして従来五年かかったのを二年でというようなことも現実にあるところではかなり可能性も示されているようなところがございますものです。それからそれらもすべて含めまして少なくとも今までよりは年数を短くする、効率化を図る、それから今までよりはより広い範囲に対応できると、そういうことを考えますと、新しい技術を取り込んだところの育種体系というようなものをつくらざるを得ないんじゃないかというように私は存じております。

○参考人(中村桂子君) 二つ御質問いただきました

最初の民間の関心という問題ですけれども、確かに植物の研究というのは先ほど申しましたようににまだ進んでおりませんので、そういうところでやるということもそういうところへ資金を投入するのだらうかという御質問ですが、まず一つは、民間の体質も少しづつ変わりつつあるというふうに私は思っております。と申しますのは、国際的に見ましても、単にでき上がった技術を導入してやってみていくことはもう成り立たないということと、がだんだんわかつてきて、ある程度のリスクをかけても基礎から自分でやっていかなければならぬという認識が徐々に高まりつつあるように私は思っております。これは一般的な技術関係。そういう中でこういうバイオテクノロジーの具体的な植物のようなものも自分のところで取り組まなければならないものと徐々に考える範囲に入っているのではないかとこのように思っております。

それから確かにまだまだ現実にやるのには研究

が大事なんですね。でも、具体的に産業にすぐなるものといえますと、微生物を使った食品産業のようなのが入は一番可能性が高い。それはなぜかと申しますと、日本の食品産業というのは御承知のように醸造業、発酵業というものから出発しておりますので、もともと新しい技術を従来もののに結びつけるポテンシャルを大変に持っているという事情がございますので、食品産業の分野ではそういう微生物の技術を非常に生かしやすい。

それから育種の場合は、先ほどから申しましたように、まだまだ生かしくいんですが、実は先ほど中島先生からお話がありましたように、これと同じように、食品産業が醸造業、発酵業というポテンシャルを持っているから強いのと同じように、従来の育種という面で日本は非常に私はポテンシャルを持っている国だというふうに思っています。ですから、新しい技術というのはそれだけです。は成り立たないのであって、従来技術がどれだけポテンシャルを持っているかということが大事な

ので、そういうものを持っておりまゝです。これはそういうものを生かしてやっていくという認識は出てきているんじゃないかというふうに思っております。

それから二番目の取り組みの姿勢の問題ですが、技術の場合には、これはバイオテクノロジーに限らず、明らかに安全性という問題を考えながらやっていかなければならないというのは、もうこれは今では技術者の中の常識だというふうに私は思っております。特にバイオテクノロジーの場合は、御承知のように、そもそも遺伝子組み換えのようなものができましたときに最初からその安全性ということを非常に大事にしまして、御承知のようにガイドラインというものをつくってやっております。その場合にこれからの一つの問題として、農林水産業になりますと、今までの第二次産業のような場合と違ひまして、これまではクローズド、閉じ込めた工場の中で使っていたわけですが、当然将来、まだまだこれから先の

ことですが、将来はオープンな場所に使わなければ

ばならなくりますので、そういう場合の安全性のような問題は実は私どもまだ十分知識がないわけです。そういう意味ではそのような問題をこのような技術開発と同時に常に考えていかなければならない、車の両輪として考えていかなければならないと私は思っております。特にオープンに使う場合のことについてはほとんどこれまで経験がないということを踏まえて考えなければならぬ。

それから倫理ということをおっしゃいましたけれども、倫理という場合には、動植物に使う直接の技術には、これは人間のエゴイズムかもしれないが、動植物に対しては倫理ということを考えなくてもいい。いいというのは変ですけれども、特に植物の場合には倫理というような問題は、私は特にそれ自身には考えなくてもいいだろうと思います。ただ、バイオテクノロジーの場合、品種改良というふうなところで使われる同じ技術が人間にも応用し得るということを常に頭に置いてお

かなければならない。そこで人間の問題はまた別の問題だという意識を持つて行わなければならないと思います。が、動植物そのものについては私は、安全性は非常に大事だと思いますが、倫理の問題そのものは特に考えなくてもいいのではないのか、そういうふうにしております。

○参考人(茅野久君) 農協段階では、今までどちらかと申しますと、生産技術の問題につきましては、機械とかあるいは農薬、肥料というような分野による生産技術の推進というような点を主体に技術対策が進められてきたというふうに着けていいたというふうに思うわけでございます。したがって、本日ここでも議題に出ております育種なりの品種改良、こういうようなものにつきましては、まだ十分な体制というようなものがつくりられておらぬのではないかとこのように考えます。特に、この面における基礎的な研究というような点についてはまだまだ私も系統農協の力というものは不十分であるというふうな遺憾ながら申し上げ

けざるを得ないのではないかと、いうふうに思いま

す。

しかし、先ほども申し上げましたように、この新しい時代の趨勢、バイオテクノロジー等の問題にこれに取り組んでおるのでございます。県の段階におきましては、北海道あるいは長野、鹿児島、あるいは第三セクターによる広島等におけるこういう育種あるいはバイオテクノロジー等に対する取り組みというものは、開始されつつあるわけでございます。また農協の段階でございますが、極めてやりやすいと申しますか、そういうような段階におきまして、ウィルスフリーの苗とか、そういうようなものを中心とした花あるいは果樹、園芸作物というようにものを中心としたしまして、それぞれ農協の段階での取り組みというものが、それから既にこういうものから発生した品種その他のもの利用というものが現実に取り扱いを開始されておる、実用化されておるというふうな段階にあるということを、簡単にございますけれども、申し上げてお答えをしたいと思います。

○稲村稔夫君 さらに続いてもう少し教えていただきたいと思ひます。

中島先生、育種の中で確かに新しい技術によって、バイオテクノロジーの導入によって期間が短縮されるということは大いに期待されるわけでありまして、ただ先生も御指摘になりましたように、高等植物にはまだなかなか難しいということが言われているわけでありまして。またまた筑波大学の先生が稲の品種改良について組みかえ技術を利用して要するにカルスの段階までいかれた植物にしようか。しかし、そこから先のカルスから植物にしていくのがなかなか面倒なようでございまして、その辺のところはこれから先の何かわ壁のような感じもするんです。今先生の御研究の分野でござらんになりました、こうした技術が、予測と

も、一つの壁を越えるのは大体どのくらいの時期になるんだろうかというようになことをもし想定で

きますなら教えていただきたいというふうに思ひます。

それから中村先生の最初のお話の中で開発途上国の関係のお話もございました。私は実は去年の秋、タイ、フィリピン、インドネシアというところを回ってまいりました。そのときに、例えばインドネシアで動物医薬品の検定技術の移植を我が国のプロジェクトの応援でもってやっておりましてたけれども、ここでまた聞きまして意見は、日本のある業界からは、そういう検定というのは先進国でみんなちゃんとやっていると、例えが途上国でそこまで技術移転を受けてやる必要はないんじゃないか、言ってみれば、ある程度分業すればいいんじゃないかというふうな意見があったというふうに聞きました。しかし、その一方でまた、それこそ抗生物質の過剰投与で動物、家畜の問題がいろいろと問題になるというふうなことも伺いました。そんなことがありますが、そういう途上国との交流ということが私も本場に大事な時期にきているんだというふうに思ひます。しかしそれは、言ってみれば、企業戦略というのか、そういう新しい技術の途上国への普及ということとか何かぶつかり合うような感じがするんですけれども、その辺のところ、違ふ表現であれかもしれませんが、企業の倫理観みたいなものになるのかもしれないが、企業も民間ということであるという出でくる問題をどういうふうにごらんになっておられるかということ、もし御判断をお聞かせをいただければと、こんなふうにも思ひます。

それから茅野さんには、こういう新しい技術というバイオの関係ばかりということではなしに、言ってみれば、もっと違った生物系という表現を使っているようでありまして、その辺のところにかなりと得意な分野があるんじゃないだろうかと、この生物系という方法とか、いろいろあるんじゃないだろうかと、いろいろありますけれども、その辺何かございましてしょうか。

○参考人(中島哲夫君) ただいま稲村先生からの御指摘のように、仮に組みかえDNAを植物の細胞に導入いたしましたも、また細胞融合をさせましても、その細胞をもとにしまして植物体ができなければ農業上は何の役にも立たない、おっしゃる通りでございます。その植物体がちゃんとできるかどうかというところに現在大変大きな問題がございまして、たばこなんかでは極めて簡単にできるんですけども、すべての作物ですぐにできるというわけにはなかなかないわけでございます。特に稲を含めまして、稲科の植物というのはなかなか難しい、世界的にも大変大きな問題になっております。ところが、稲につきましまして、我が国の四カ所それぞれ全く独立的にございまして、稲のプロトプラスト、裸にし

御指摘のように、仮に組みかえDNAを植物の細胞に導入いたしましたも、また細胞融合をさせましても、その細胞をもとにしまして植物体ができなければ農業上は何の役にも立たない、おっしゃる通りでございます。その植物体がちゃんとできるかどうかというところに現在大変大きな問題がございまして、たばこなんかでは極めて簡単にできるんですけども、すべての作物ですぐにできるというわけにはなかなかないわけでございます。特に稲を含めまして、稲科の植物というのはなかなか難しい、世界的にも大変大きな問題になっております。ところが、稲につきましまして、我が国の四カ所それぞれ全く独立的にございまして、稲のプロトプラスト、裸にし

けれども、それをもとにしまして植物体をちゃんとして、これは従来のよその国でもできたというような話はあるけれども、どうもちょっと真偽のほどが疑われるみたいなのところがあったんです。今回の我が国の場合、四カ所それぞれインデペンデントでございまして、これはもう確実なものでございまして、それを拝見しますと、四カ所の一つは農水省の農業生物資源研究所でございます。それから一カ所は東北大学農学部でございます。あと二カ所は企業のこの方面の研究をするためにつくりましたところの研究機関でございます。これはいい意味での競争心みたいなものでございまして、恐らく大学や国の研究機関といたしましては民間に負けるなどというもございまして、片方では研究所をつくったからにはそういう成果を早く上げたいと、そういうのがうまくあれしまして、日本でそういう成果を上げたというところがございますので、この点も層を広くしまして、そしてこの問題に取り組んでいかなきゃいけないんじゃないか。そういうような状況が起ることによりまして、何年先に確実にな

んというところはちょっと申し上げられませんが、重要な作物につきまして細胞から再び植物体をとるのはできるようなものじゃないだろうか。そのための研究を今強力にやらなきゃいけないんじゃないかというように存じております。

○参考人(中村桂子君) 私、先ほど開発途上国のお話をしたんですけども、私は先日ちょっとASEANのところへ行ったりいたしました。そういう国々でのバイオテクノロジーへの期待が非常に大きいということを拝見して先ほどのように私この機構に対する勝手な期待かもしれないけれども、本当にそういうことを考えていらつしやるかどうかというよりは、私の立場からの勝手な期待かもしれないんですが、この機構のなさることの例の中に、例えば海外研究者を招聘すること、そういうことがありますと、そのときに単に先進国の人を招くというだけではなくて、開発途上国の人も招いて一緒にやるというふうな可能性もあるのではないかと。そういうある程度の私の期待を込めて申し上げたことなので、それはこの参考人という立場からは、むしろそういうことを考えていただきたいというふうな意見として申し上げたいというふうに思っております。

先ほど企業戦略というふうにおっしゃいましたけれども、ですから、私の申し上げた意味は、まだこのバイオテクノロジーというのは企業戦略というふうな形で開発途上国へ出ていくようなものではなくて、むしろもう少し総合的に国の立場のようなことで考えるべきだ。そうしますと、こういうようなものを通して具体的な形にしていって方いいのではないかと、そういう気持ちもありません。申し上げたことなんです。

○参考人(茅野久君) この法律案の目的といえますか、定義とすることは、生物の機能を維持増進し、もしくは利用し、または生物の機能の発現の成果を獲得し、または利用するというふうな形の目的といえますか、定義を持っておるといふ点

から申しますと、生物の機能を増進するという言
場から申しますと、本機構は、広い意味で単に種
子だけでなく、生物の機能増進を図るあらゆる施
策というようものが研究開発の対象として挙げ
られてしかるべきではないか。その意味で非常に
広範な立場に立つかと思えますけれども、維持増
進を図り得るような機能、そういうものであれば
これを取り上げて、この中で進めていただくとい
うことを私どもとしては期待をし、またそういう
ふうな成果が上げられることを望むものでござい
ます。

以上、お答え申し上げます。

○福村穂夫君 私は、特に今回のこの法案が民間
の研究を促進するというところに大きなウエート
の一つがある、そのことが特徴だと思えますし、
それに皆さんが御期待になっているということな
わけでありますが、そうした民間の研究というこ
とが、経済的な側面から考えていくと、種子とい
うところにどうしても関心が集中するのではない
だろうか。圃場をいかにうまくつくっていくかと
いうようなことについては、今までも農家がやっ
てきたことですし、そういうことについての研究
なども地方の試験研究機関とか、国の地方にある
試験研究機関とかというようなところでいろいろ
とやっています。関心の集中は種子というところ
にどうしても企業としてはなるんではないだろ
うか。そうすると、種子の問題というのが農業
という産業の面からいうと極めて重要なものにな
ってまいります。それだけにまたいろいろと慎重
に考えなきゃならない面もあるという気がしてい
るんです。

そこで、また先生方に一つずつ聞くような形で
恐縮でございますけれども、生長点培養あるいは
薬培養、子房の培養とか、いろいろと新しい技術
が、組みかえDNAとか細胞融合以外にもある
わけでありまして、いずれにしても、今、農業の
というよりも、世間の関心はその辺のところへ皆
集中してしまっていて、先生の専門の分野にはみ
んなが大きな興味を持つけれども、農学部の子生

も募集すればそういうところへみんな集中して、
そして、本来は総合的でなければならぬ技術の
はずなんですから、ほかの分野になかなか関
心が向いていかない、そういう傾向があるんでは
ないだろうか、その辺を私は大変心配しているわ
けです。それは研究者でおられると同時に教育者
でもあられる先生の立場で最近のそういう動向と
いうものをどうお考えになっているかということ
をお教えいただきたいというふうに思っています。

それから中村先生。私、今の直接には高等植物
のこともさることながら、先ほど食品関係などと
いうことでお触れになりましたが、先生のライフ
サイエンス論の中でも、いろいろ従来醸造の問題
だとか、おみそとかなんとかと具体的に触れられ
ております。そうした食品系統のこうしたバイオ
の技術というものは、これはまた高等植物の品種改
良というものは違つた分野の、そしてまたこれ
が何かバイオの技術として一番具体的に実現して
いく道のような気がしますけれども、その辺
のところの少し具体的なこと、何か新しいとい
う技術でこういうものが今できてきていますとい
うような、そんなことがお教えいただければ大変
ありがたいというふうに思っています。

それから茅野さんにお伺いしたいのは、種子と
いうものについては、今までは主として、何とい
いますか、品種の作成だとか、そういうものはほ
とんど県とか国の試験場で担当して、そして種子
の農家への頒布のための生産とか、そういうものは
大体農協さんが担当してやる、こういうシステ
ムができていたと思うんですね。今度は民間の種
子生産ということが積極的に展開をされていくと
いうことの中で、農協の立場というのはいかに微
妙なものになるんではないだろうかというふうに
思っています。その辺こうあつてほしいというもの
ももしお持ちでしたらお聞かせをいただきたいとい
うふうに思っています。

○参考人(中島哲夫君) 先生のおっしゃいますよ

うに農業というのは総合的なものでござい
ます。確かに品種というのは大きな役割を果たすわけ
でございますけれども、種がよければすべていいと
いう、そういうわけじゃございませんでして、当
然新しい品種に對しましては新しい栽培方法を考
えなければいけないという一面もあると思いま
すし、あるいは新しい栽培方法のためにそれ
に見合う品種をつくらなければいかぬというよう
な面があるんじゃないか。それらが総合しまして
初めて農業生産というものが成り立つ、これは私も
重々そのとおりだと思っております。ただ本日、

私は植物育種学という立場で申し上げたものです
から、その点だけを強調したわけでございます
し、それから先生のおっしゃいますように、最近
農学部を志望してくる学生の中には、農学部へ行
くとそういうような面が道が開けるんじゃないか
というふうな、何といひますか、かなり偏つた期
待を抱いてくる向きも確かにございますように思
います。私も、大学の教育におきましては、
決してそういうふうなものではない、もっと総合
的に考えなければいけない、このことは重々教育
いたしているわけでございます。このことは先生
のおっしゃるとおり大変大事なことで、私自身の
専門の植物育種学それ自身にしましても、決して
いわゆるバイオだけが植物育種ではない、そうじ
やなくて、それを支えるところの従来やつてきま
したところの、泥臭いかもしれないけれども、
あの育種の技術がなければ実は品種ができません
だ、これは重々心得ております。

○参考人(中村桂子君) 食品産業のことでござい
ますけれども、食品というものの特徴としては、
私、食生活というのは非常に保守的なもので、ま
た保守的である必要があるのではないかと、余り変
わつたものが出てくるものではないのではない
か。ですから、我々のマーケット、それからまた
食卓に出てくる場合にはほとんど変わらないもの
がむしろ出てくる方がいいのではないかと、この
程で、例えばお酒をつくる、おしよゆをつくる

場合、出てくるものはお酒だったり、おしよゆ
だったりするわけですが、その陰で使われ
ている技術は、おしよゆづくりもお酒づくり
も、そこで使っている微生物は非常に改良されて
おりますし、その中で新しいバイオテクノロジー
も使われているわけですね。ただ、で上がった
ものは、とんでもない違うものができてくるか
という、それはお酒であり、おしよゆである
という、それがやはり正しい姿ではないか。む
しろ食品産業の特徴は、生物にこだわらざるを得
ないし、こだわらなければいけないのではない
か。例えば繊維でしたらば、従来は全部生物だつ
たわけでございますね、羊毛だったり麻だったり
綿だったり絹だったり。それを我々は合成繊維と
いうものをつくつてかなり取りかえてきたわけ
です。必ずしもよくない面もあるかもしれませんが
けれども、それでも済むわけですが、食べ物とい
うのはそうはいかない。むしろ生物にこだわらな
ければならないし、またどんな世の中になつても多
分こだわらざるべからず私は思う。そうしますと、
それをつくる方法としては、よりよいものを、より
安全なものを、よりおいしいものをつくっていく
というところでバイオテクノロジーは生かされる
でしょうし、技術も、皆さん見たところでは変わ
つてないとお思ひになっているものの、陰ではか
なり技術の改良が行われていると、そういう現状
だというふうに思っています。

○参考人(茅野久君) 流通の問題について、農協
として今後変革するのではないかと、これに對して
どう考えるかという御質問であつたと思いま
す。今までの主要種子、例えば稲、麦、大豆と
いうような種子につきましては、おっしゃいます
ように国、県の原種あるいは原原種の育成、それ
から指定圃場による種子生産、種子協会による生
産者への流通と申しますか、配分というようにこ
とが行われてきたわけでございます。その他野菜
等の種子につきましては、育種者から種苗業者へ
というふうな形で流通が多かつたかというふう
に考えるわけですが、特に主要種子です

ね、主要作物の種子の流通につきましての私どもの希望といたしましては、種子につきましては生産と需要の安定、生産者に必要な種子が必ず行くというような形が必要であろうというふうに考える点から、生産と需要というものが調整一致するというようなことが望ましいわけでございまして、そういう点で、種子協会というものが今まで果たしてきた機能というのはそういうところにあるんじゃないかというふうに考えるわけでございします。したがって今度、主要作物につきまして生産、流通がフリーの形になってまいりましたけれども、この方々についても種子協会への加入という点についてぜひ行政の側での御努力をお願いしながら、種子協会への加入を通じての需給安定というものを維持させていただくようお願いを申し上げます。なお、品種指定の県別指定の問題でございしますけれども、これにつきまして、先ほども申し上げましたように、それぞれの県別の地域特性というふうなものがございします点から申し上げまして、この指定につきましては、県別指定という従来のような品種指定の仕方を継続してお願いをしていくことが適切ではなからうかということをつけ加えてお答えにいたします。以上でございます。

○稲村穂夫君 ありがとうございます。

○刈田貞子君 参考人の皆様、きょうは大変ありがとうございました。先ほど来いろいろ話を伺わせていただいておりますが、私はサイエンス音痴と申しましょうか、大変話が難しくてちよつとわからない部分があります。それで卑近な話で教えていただきたいと思います。

まず、中村参考人にお伺いするわけですが、先ほど来食品産業等におけるいろいろな話をなさっておられましたので、それに続いてお話を伺います。私も自分でヨーグルトをつくったり、おみそをつくったりいたします。これはもう既にバイオの一部の技術を私が使っていると、こういうことになるとなるんだらうと思うんでございしますけれど

も、その割に上手にできないんですね。おみそもおいしくない、それから上手に発酵しているのかなと思うようなぐあいでございます。したがって、私はこの種の技術というのは、私が下手だからだということもあるかもしれませんが、それとも、そんなに簡単なものではない。つまり化学を使っているというところはそんなに簡単なものではない、それからまたワンパターンでいくとも思われないというところを私、感じております。それで、先ほど来いろいろ言われております、食品産業ないしは食品化学の中で言われる安全性の確認、チェックないしはその検討ということとは、考えられることとしてどんなことが言われるのかというところ、これを伺いたいわけですね。つまりサイエンス音痴であるために、この種の技術がバラ色に見える場合もあるけれども、明の部分の割に私には暗の部分も非常に見えるわけで、そういう部分を少しお伺いしたいというふうに思っています。今の食品の安全性の問題が一つですね。

それからもう一つは、これは例の理化学研究所の、筑波学園の谷田部町の例の問題がありましたね。何というんでしょうか、生物公害の封じ込めの話ですけれども、地元でストが起きました。幾分問題は解決したようでありましたが、あれも町議会が全部反対して云々というふうなことは、この種の技術に庶民は先が見えないということ。私は、これからこういうものが発展していくためには、かなりそういうコンセンサスをつくっていくことが必要だし、また情報を国民に伝えていくというところがとても大事なことでないかなというふうな思っていますので、その安全、安心というふうなことに付いて中村参考人の御意見を伺いたいというふうに思っています。

それから茅野参考人には、この種の技術が今後発展していく中で農業者が得られる利益、利潤というふうなもの、こういうものをどのように考えていったらいいのだろうかというテーマがあるんです。例えば生長点組織培養でしようか、ランの一種なんか。そうすると一鉢何万円もしていたシ

ンピジウムが両手で抱えられるほど手に得られるようになるということになってきますと、その結果、付加価値が下がるというふうなことで、農家が得ていく利潤というのはどういうことになっていくのだろうかというところは私はラン栽培農家として考えなきゃいけないんじゃないか、そんなことを思うわけですね。それがもし地域振興のために地域の生産農産物というふうなことでこういうことを考えていった場合に、付加価値があつて、少し生産していったからそれがその地域では特産物であつて地域振興に役に立ったんだけれども、それがたくさん生産されることによって、これは一つの経済の論理になりますけれども、それが果たしてどういうことになっていくのか。だから、こういう技術が進んでいくことによってプラスがあるんだけれども、それを上手に運用していかなければ決して農家、農村にとってプラスにはなっていないのではないかとこのことを考えますので、その辺のことを教えていただきたいと思ひます。

○参考人(中村桂子君) 今、安全性ということで御質問があつたんですけれども、特に遺伝子組み換え、バイオテクノロジーの中での非常に中心的な技術としては遺伝子組み換えという技術がございします。これはこれからの重要な技術として使われていくだろうというふうに私は思っています。特に安全性という問題について御関心がおありだらうと思うんですけども、この技術についてはやや特殊な背景があるわけですね。と申しますのは、これは科学の中自体で非常に新しく開発された技術、具体的に申しますと一九七三年という年に初めて考え出された技術なわけですね。その時点では、初めてできた技術というもののについては、そのときには科学者といえども知識はないわけですから、それがどういふ可能性を持っているか、またはどういふ危険性を持っているかという判断はその時点ではまだできないわけですね。違ふ生物の遺伝子をほかの生物の中へ入れるというのだから、何事か起るだろうというのをその当時は科学者も考えまして、これは特別に考えていかなければならないということで、科学史上初めてのことでございしますが、世界じゅうの学者が集まりまして、これをどうやって使っていくのかについて技術を開発する以前に考えてガイドラインというものをつくったわけですね。その時点で、この技術はある意味での危険性が考えられるというところで科学者があらゆる可能性を考えた、その情報に基づいての人々の中にも流れたわけですね。それ以後十三年たつておりまして、この技術は今では世界じゅうの生物学をやっているところに使っていないところはない、非常に大きな言い方ですが、そう言ってもいろいろこれは普及した技術になって、既にいろいろな成果を上げていますし、逆に言うところ、安全性についても我々の知識は非常にふえたわけですね。現時点では、当初に考えたような形の危険性はない、こういうふうな状況になっていくわけですね。けれども、先ほど情報

を伝えることが下手だというふうにおっしゃい

【委員長退席、理事星長治君着席】

ましたが、最先端のものを常に社会に流していくということとはなかなか難しいことですので、そこに情報のギャップが出てくるわけです。

ですから、遺伝子組み換え技術というのは、我々がつくっておりますガイドラインに従って使っている以上は安全だというのは、科学者の立場としてははっきり言える状況になっているんですけれども、それがうまく伝わっていない。十年前のそうではないのかと思つた情報が伝わっているわけですね。そういう現在の情報をお聞きになった上で、また違う部外者の立場として、それは言うけれどもこうではないかというような御意見は当然あつてもいいと思います。それをもとにしたディスカッションはするべきだと思うんですが、そこに大変情報のギャップがあるということをお断りいたします。

今の時点で申し上げますと、さき申しましたように、先ほど谷田部町というお話がありましたけれども、例えばあいうところまで日本の中で具体的にやられております遺伝子組み換え技術というのは、科学的に考えてほとんど危険性はないというふうな言つていい、閉じ込めた中でやられている限り、先ほど申しましたように、そういうつくった微生物なり生物体を外へ出したときに今度は外の生態系の中でどういう挙動をするかということについては、私もはまだ十分な知識を持っておりませんので、それについてはまた積み上げていかなければいけない、そういう状況だということをお断りしておいていただきたいと思います。安全性といたしましては非常に大事ですが、今どこまでわかっているかということをはっきり踏まえた上での安全性を考えていただきたいと思います。

（理事星長治君退席、委員長着席）
○参考人（茅野久君） 先ほど御質疑がございました点について、例として洋ランの問題を挙げられましたが、まさにその点についてはそのとおりだと思います。ただ、私どもとしましては、現在の国際化社会と申しますか、好むと好まざるにか

かわらず国際化社会の中に我が国が置かれており、さらに国際化の進展というものが出てくるというふうなことが現実の姿であるというふうな考え方です。

そういうことも一つの要因であろうと思つても、現在の日本農業の多くの農産物というのは、遺憾ながら生産調整を行わざるを得ないというふうな現実の中にあるわけですね。特に、食糧の場合におきましては、自給力わずか三三％という穀物の実態に見るような非常に遺憾な現状にあるわけですね。これは我が国の経営規模なりあるいはその立地という問題もあるかと思つて、農業生産の生産性向上に対する私どもの一層の努力が必要なのではないかと思つて、そういう立場から短期的に見ますれば、今おっしゃられるような農業者の立場としましては、今まで数千円していたものがわずかに数百円になるというふうな現実には確かにあるかと思つて、将来日本農業を維持し、そして食糧供給の安定というふうなことを主体とした農産物を国内生産で行つていかなければならないというふうな立場におきましては、世界が今取り組んでおる品種改良、特にアメリカの農業等における品種改良の結果による世界農業の制覇というふうなものは我が国にも非常に大きな影響をもたらしておる。こういう現実の中で、立地の差はございますけれども、いかにして生産性を上げていくかという点について、品種の問題あるいは広い意味の生物系特定産業の研究推進というふうなものが必要になってまいるのはないかというふうな考え方です。

また同時に、私どもとしましては、生産性の向上のために、地域営農集団と申しますか、農水省で申しますれば地域農業集団というふうな形の集

団による生産性の向上というものも、この問題とは別の問題でございますけれども、取り組みながら、生産性向上に努力をいたしておるという実情でございます。

以上、お答え申し上げます。
○参考人（中島哲夫君） 私も十分なお答えになり得るかどうかわかりかねるんですが、すけれども、利潤の配分の点に気をつけるようにというその点は、これは同感でございます。やはりそういうことは今後とも考えていかなきゃいかぬ点だと存ずるんですが、先ほどから私申し上げております植物育種というふうな立場から申し上げますと、例えばバイオをうまく駆使しまして、これはまだ将来のことでございますけれども、一つの品種ができたといつたします。日本全国その一つの品種だけで制覇してしまつてしまうようなことというのは、これは絶対あり得ないのじゃないか。今でもそうでございます。現実には今栽培されております稲の品種というのは日本でも一機つあるのか数えてみますと、これは随分多いわけでございます。というのは、結局、農業というのは地域の環境条件みたいなものと結びつきまして初めて生産できるわけでございます。一つの品種がありとあらゆる環境条件に適応して生産を上げるなんていうことは、これはもう絶対に考えられない。そういう点では、仮に一つの品種がバイオを利用してつくられた、それによって利潤がつくたところと独占されてしまうというふうなことをいふのは、どうも余り考えにくいのじゃないかというふうな気がいたします。

それから安全性の問題でございますけれども、高等植物、作物などを対象にしました場合に、このことにつきまして、先ほど中村参考人がお話しになりましたように、科学的な根拠をもとにしまして今何かを申し上げるだけの実績がないわけでございます。そういうものを使ひまして世の中に

るわけでございます。それから、そういうデータはないんですけれども、ただ、高等植物でそういうふうなことをやります場合には、一部では大腸菌を使ひましてDNAをふやすというふうなことをしなきゃいけないわけなんです。それから、研究段階でもそういう意味で現在ありますところのガイドラインを守つて研究を進めていく、そういう状況でございます。これも恐らくとしか言えないんですが、高等植物に對しまして組みかえDNAを仮に利用したところで、とてつもないすいものができるなんてことはまずあつて考

えられないんじゃないか。SFの世界でしばしば出てくるようなものができるということは、これはもうとてもじゃないですけれども考えられないことである。しかし、万が一ということを考えないきやいけないので、ガイドラインというものを設定しそれを守るということは、そういうことを研究する段階でもしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。

○壇出啓典君 本日はお忙しい中を御出席をいただきまして心から御礼申し上げます。農業もかなり変わつてくる、例えば万博でトマトもありましたように、余り農地がなくても農産物ができる、さらにはいろんな手法を使つて人間に必要な作物を工場をつくる、こういうふうになってきた場合、農業者の方に対するいろいろな影響があると思ふんですが、場合によつては農民が果たしてきた役割を産業が奪うということもあり得ると思ふのであります。そういう点については農協中央会としてはどのようにお考えか、そういう点の危機感をお持ちなのかどうか。さらに、そういう状態にあるならば、例えば分野調整法とか、こういう分野には余り産業は来ないというふうな法律を考へるとか、そういうふうな点はどうなんでしょうか。

集約型農業という農業があるのは先生御存じのとおりでございます。そういう中で、今先生おっしゃられましたのは、施設園芸あるいは施設型養豚養鶏というような形における、どちらかと申しますとかつて南系インテグレーションと言われたような形のもの、このように最近における施設型のもので、今後農業の生産者に非常に大きな影響を与えるんじゃないかという問題だろーと思ひます。この施設型農業については、現在既に土地の非常に少ない農家ではかなりみずから生産を行つておるわけですね。これを非常に大きくやるということは、管理その他の面からみても可能性が強いとは私も考へておらないわけです。ただ、土地利用型については、かなりな土地を持ち、そしてその規模の大きさによる生産メトリックの追求という形を進めていく必要があるかというふうに考へるわけです。

施設型あるいは畜産の多頭飼育という問題について、確かに現実には畜産その他の問題であられておるわけでございますけれども、これを例えば分野調整法というふうなもので分離し、制約するということなどは現実には非常に難しいんじゃないかというふうに考へております。で、現状の中で私も農業者が自分の力によってこの対応を取り進めていくように進めてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○塩田啓典君 次に、中島参考人と中村参考人にお尋ねをいたします。

日本のバイオ技術と申しますか、植物に關して、このレベルはそう低くはない、また日本には伝統的な醸造技術もある、そういうお話でございますが、実は農水省にいたいた資料では、日本の農林水産関係科学技術水準を欧米と比較した場合に、発酵技術は米國よりすぐれている、あるいはバイオマス変換においては欧州よりもすぐれておる。しかし遺伝子組みかえ、作物育種とか動物細胞培養とか、そういうようなものについては欧州と同等だけれども、アメリカに比べればややおくれておる。こういうようなデータを出しておる

わけであります。大体率直に言つてこんな感じでございますか。日本の技術レベルというのはアメリカとかヨーロッパに比べて大体この程度であつて、特に何かつけ加える御意見はありませんでしょうか。ちよつとお二人にお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(中島哲夫君) 全般的に申し上げますと、そういうようなことじゃないかと思ひます。特にアメリカと比較した場合に、こういうところにはかなりの違いがございます。そういうようなものが出てきているんじゃないだろうかというふうに存じます。

ただ、一言つけ加えていただきますと、作物の育種という、この点だけをとりまして現状を見ますと、部分的には必ずしもそうじゃないんじゃないか、日本がすぐれている部分も多々あるんじゃないだろうか。例へて申し上げますならば、野菜のF1品種みたいなものにつきます。これは、欧米よりも我が國の方がすぐれていると言ふことができますと思ひます。それから稲の育種みたいなものにつきます。ちよつと比較のしようがないものですが、少なくとも、我が國の稲の育種というのは水準的には大変高いものじゃないだろうか。ただ、御承知のとおり、日本での稲の育種というのは日本型の稲に対してだけなものですから、日本型の稲を栽培しているところでは評価されますけれども、インド型の稲ということになりますと、全くこれは役に立たないと申しましうか、そういうようなところから、必ずしもそういうような点については正当な評価かどうかというところはあるんじゃないかというふうに存じます。

○参考人(中村桂子君) 技術の比較というのは大変難しいところを言ひまして、今おっしゃったこともそう言へばそう言えるだろうというふうに思ひます。ただ、私が申し上げたいことは、今大事なこととはアメリカと比べてどうかとか、欧州と比べてどうかということを比較することではなくて、植

物の分子生物学と申しますか、今のバイオテクノロジーを育てる基礎科学が分子生物学という分野なんです。植物に關する分子生物学というのはこの生物学全体の中で世界的に見て非常におくれている、どこの國でもです。ほかの分野に比べてこれが非常におくれているということは事実なんです。今、欧州がどうか、米國がどうかというところを全く抜きにしましても、日本として植物の分子生物学、植物の基礎科学というのを重点的に熱心にやらなければならぬということ、これは紛れもない事実ではないかと思ひます。ですから、今大事なことはそれをやろうという決心をして、日本がたとえ今一番であつても何であつても、それをやろうということが大事なのではないかというふうに思つております。

○塩田啓典君 それでは、両先生はこの法案には非常に賛成である、こういうふうなお話でございますが、ただこの法案だけでいいのか。例へば今中島参考人のお話がありましたように、野菜とか花等においては非常に進んでいるけれども、ある意味では政府が統制している米とか麦においては非常におくれている面もある。そういう意味では、先般種子法の改正等があつたわけですが、これはもつと競争の条件をつくる、民間活力を生かせるように法体系を変えることが必要である、こういうふうな意見もあるわけですね。そういう意味で現在の法案は法案として、それ以外にこういうことが必要であるという御意見がもしあれば中島参考人、中村参考人からお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(中島哲夫君) 私、実は専門の違いからこの法律の文章というものは大変不案内でございます。今、今回の趣旨には賛同でございますけれども、これだけでいいのかどうなのかというところ、ちよつと法文を読んだだけでは私よくわかりかねるところがございます。さらに何かが必要かどうかちよつとお答えできない状況でございます。

○参考人(中村桂子君) 私も中島先生と同じでよくはわかつていないんですけれども、これ以外に

必要かどうかということをはきにしまして、単なる感概のようなことになつてしまひますが、今まで農林水産省が持ちになつていたそういう機関で今までしていらつしやいました研究、最近では新しいものに対応している組織改革などもなさつて対応していらつしやと思ひますけれども、そういうふうな國として本来やつていられたい試験研究、そういう中でも新しいところになるべく小回りをきかして対応していくという体制は、これから技術開発がどんどん革新的に進んでいきますので、どつしり構えていらつしやらないで、新しいものに対応できるように國自身の機関もそういうふうにおなりになる必要があるのではないかと。非常に生意氣な言ひ方ですが、それについて今どういふことを考へていたかなければいけないというふうな、そういうことはよくわかりませんが、感想としては、農林水産の中心として國の研究機関というのは非常に大事だと思ひます。で、そういうところが小回りかきいて対応していただきたいなという希望は持つております。

○塩田啓典君 実は今、今国会で、他の委員会において研究交流促進法という法律を審議しておるわけですね。これは國の研究機関がもつと民間の研究機関と研究交流をする上において研究者の身分を守るための、よりやりやすくするための条件をつくる法律を今審議しているわけでありまして、私が両先生にお聞きしたのは例へば國の研究機関に対する要望とかです。今中村先生が言われたように、基礎科学に力を入れて、分子生物学というふうな分野、すぐには採算に結びつかない、非常に長期的な、基礎的な研究であれば、こゝろには大學と民間との交流の問題とか、あるいはいろいろなそういうところでバイオのこともいろいろ研究しているわけで、大學でも工学部でもやつておるし、農学部でもやつておる。そういうような点の情報の交換というのか、同じものを二カ所ですべてやつて全然別々というのでもないけれども

し、そういう情報の交流をもっとしなくちゃいけないとか、そういうような面での何か御意見、もつとこうしたらいいとか、あるいは産学官の研究の交流についてもつとこうした方がいいんじゃないかと、そういうような点、実際に研究されていて感ずる点があればそれをお聞きしたい、そういうことなんです。その点はどうでしょう。

○参考人(中島哲夫君) 確かに研究というのは、あるところでは競争的にやることによって大進歩する、ある場面もございまして、片方では情報交換し、あるいは人を交換してというように、いわば協調でございまして、これによって促進される部分も大変あるように考えます。特にこれから先の例えはパイオを取り込んだ植物育種というように、ただ考えただけにいたしまして、今申し上げたような両方の面というのは大変必要とこそるじゃないだろうかというように存じております。

○参考人(中村桂子君) まさにおっしゃったとおり、そういう情報交換とか産官学協同というふうなことは私は非常に重要なことだと思っております。こういうことが重要ではないかというふうにおっしゃいましたけれども、その御意見まさに私も同感でございまして、そういうふうなことを促進するようシステムができればいいなというふうに思っております。先ほどちょっと国が対応していただきたいと申しました意味は、そういう情報交換を上手にするというふうな意味も含めて申し上げたつもりだったわけなんです。

○堀出啓典君 茅野参考人に最後にお尋ねします、農業の機械化研究について。もつと新しい農機具を開発してもらいたいという点で、実は私たちは農業機械化研究所というのはどういうことをやってきたのか不勉強であまり知らなかったんですが、今こういうものは民間でもどんどん開発が進んで競争で技術が生まれている中で、機械化研究所というのはよっぽど頑張らないとその存在意義がなくなっていくんじゃないかというふうな感じも持つわけですが、特にこうあつてほしい

という中央会としての御意見があれば一分以内で。時間がありませんので。

○参考人(茅野久君) それじゃ一分で答えさせていただきますが、いずれにいたしまして、機械の改良という点については、私どもとしても特に安全という面からぜひお願いをしたいというふうな考えておるわけでありまして、機械化研究所はこれらのできた機械の特に性能、安全性の点検というふうな機能も非常に大きな機能として持っておられるわけでございますので、農業機械の大規模に伴い、特に婦人、高齢者等がこれを使用しているというふうな立場で、機械の使用等に対して例えば婦人が使用しあるいは高齢者が使用する場合には十分安全で性能が発揮し得るような機械の製作について協力、点検をしていただくようなことにお願いをいたしたいと、かように考えるわけでございます。

○下田京子君 参考人の皆さん御苦労さまです。まず、中島参考人に。参考人は従来の育種技術が大変評価されると同時に、これからのバイオテクノロジーの活用を必要を説かれたと思うんです。私が端的にお伺いしたいのは、従来の育種技術というものは評価されつつも、バイオテクノロジーが何らかの流形的な形になりまして、地方の大学等に行きますと、なかなかこういう従来の育種技術、基礎技術という点についての予算がつかなくなってきたという点で大変問題を感じている。そういう意味では人的にも予算的にも、そしてまた総合的な今後の研究という点でも、従来の育種技術の研究というものを重視していくことも大事ではないかという点での御意見を聞かしてください。

○参考人(中島哲夫君) 私、先ほども申し上げたわけでございますけれども、今日言われておりますところの例えば遺伝子操作とかあるいは細胞融合、そのことだけで新しい品種ができるわけでは絶対ない。従来の育種とドッキングさせまして、それで新しいそういった技術を取り入れたところの育種体系みたいなものをつくらなきゃいけ

ないんじゃないか。そのことは植物育種に携わっている者はどなたもお考えになっていらっしゃるのだと思っております。

確かに、先生がおっしゃいましたように、いつも研究面でも目の当たるところと目の当たらない場所みたいなものというのは、大変残念でございまして、けれども、ございまして。ございましてけれども、今ある意味ではどうしてもこのところを伸ばさなきゃいけない、こういうことは確かにあるんじゃないかと思つて。何といひますか、予算の枠を大幅に広げてというように、それがあれば別でございまして、この場所を、遅れているところを今進めなければ全体像がうまくできないというふうな観点でもやはり考えなきゃいけないんじゃないか。最終的には両者をドッキングさせたところの一つの育種体系をつくるというふうなことになる、初めに現実には私どもの役に立つものというふうなことになるというふうに考えております。

○下田京子君 次に、中村参考人に二点お聞きしたいんです。五十九年五月九日に科学技術特別委員会が参考人としてお述べになつておられる会議録なんかを眺ませていただきました、幾つか新聞やなんかでも読ませていただきましたが、バイオテクノロジーというのは生命や生物を扱う技術だ、そういう点で研究者としての理念が大変大事なんだという点で、中村参考人がお述べになっている人類の未来の問題として、地球全体、生態系全体がどうなるかというのを重視して研究は進められるべきだと、こう言われているのに私は大変感銘を受けた、これは重要なことだと思うんです。

それで、第一に聞きたいことは、中村参考人はかつて国立予防衛生研究所に勤務されておつて、そして現在三菱化成の方にお移りになられたというところなんです、それぞれ国の機関とそれから企業とにあつて制約の違いとか、その理念を貫いていく上での制約をどういうふうにお感じになつていらっしゃるのか、お移りになつた御感想なんかも聞かしていただければと思います。

二点目には、国の役割と企業の役割、それからその特性というのを考えたときに、最も違う点は、役割、特性について一口に言えば、企業の場合には利潤追求、一般的に言つて秘密主義というふうに見えると思うんですね。そういう中にある、私としては、こういうバイオテクノロジーの研究を進めていく上で公開、自主、民主というふうな、そういう点での規制というのが重要になつてくると思うんですね。国の研究機関ですと、研究途上でも公開をし、情報を流し、評価もし、批判も受ける、そしてそれが全体にまた活用されるという意味での大きな役割があるわけで、そういった点でも企業に対する規制が必要ではないかと思うんですが、その点にかにお考えでしょう。

○参考人(中村桂子君) 今、国から民間に移つて違うふうな考えているかという御質問なんです、民間にはありますが、民間がサポートしてくれている基礎研究所におりますものから、本當の意味での企業研究をしておりませんので、そういう立場だということでお答えいたします。

私は、これは個人的な感覚かもしれませんが、私自身はライフサイエンスという――私の大学時代の恩師が、先ほどおっしゃったような理想、これからのことを考えていくための科学技術としては当然生物のことを主体に考えなければいけないという理念をお持ちになつてライフサイエンスということを提唱なさつたわけなんです。私はそれに共鳴してずっと仕事をしております。私はそれから、むしろその理念が先行して、民間でやるか国でやるかということはその次であつて、先生がおっしゃった生物を大事にしていこうという方を常に先行させているつもりでございます。どの研究所にいても、そういうことは科学者、技術者として自分自身で考えていけば可能だというふうな思つております。

それから二番目のことなんです、おっしゃったように、私自身は利潤追求型のことに直接携わつておりませんので的確な答えができるかどうか

かわかりませんが、少なくとも新しいタイプの遺伝子組み換えなどを含む技術に關しましては、先ほどから何度も申し上げておりますようにガイドラインというのがございまして、全く新しいことを始める場合には、大学ですと文部省、それ以外の企業を含めた研究機関ですと科学技術庁にそういう機関がございまして、委員会がございまして、そこに計画書を提出してから仕事を始めるということになっております。今そのガイドラインに従ってやっている限り、そういう新しいことに關しては、ある意味では情報はそういう形で公開されるという形で進められております。

それから実際に利潤追求型の研究にまで進んだ場合には、私は恐らく初めて使うので、研究者としても危険性について考えなければならぬという時点を過ぎた段階にならなければ企業的新材料としては使い得ないと思うんですね。研究を完全に進めて、安全性も確認した上の材料でなければ企業的には実際には利用できないだろうと思うんです。危険なものをもそのまま使うということは現実には不可能だろうと思ひますので、最初の時点でそういう技術に關してはそういう情報公開型のシステムをとっているのだ、そういう意味では従来のやり方よりは一歩進んだやり方をしているのではないかと私自身は思っているんです。

○下田京子君 最後に茅野参考人にお聞きします。先ほどバイオテクノロジーの利用という段階にあつては技術の習得であるとか情報の公開とか、審査の点での御要望が出されたと思うんですが、それはそれとして私も大変なことだと思ひます。その利用段階以前の研究にかかわつて私が大変危惧の念を持っておりますのは、言うまでもございませぬけれども、よく種子を制する者は世界を制するというふうに言われております。特に企業が主要農産物に大變関心を持って、稲、麦、トウモロコシ等へのF1研究などにも熱いまなざしを注いでいるという中であつて、全中の広報局の方も、「農林経済」の六十年九月二日号にお述べになっておりますけれども、「人間の生命

をはぐくみ、国民の食料を安定的に確保していくべき農業生産の基礎的研究開発が、利潤追求のターゲットとされることに一定の危懼を抱かざるを得ない。」、こう言われているんですね。この辺、きょうはお述べになられておりませんでした。が、どうお感じなのかということでございます。

○参考人(茅野久君) まさに種子を制する者は世界を制するという言葉は流行語として出ておるわけですが、私も食糧生産を担つておる農家の集団として、特に企業の参入というような問題についてはいろいろ危惧する点がございます。しかしながら、先ほどこちらの参考人の先生方からもお話がございましたように、これだけの地域における各種の地域特性を持つ我が国の農業生産というやうなものについて一つの企業が全国的な制覇をする、あるいは農業全体に影響を及ぼすやうな種子開発というやうなものが開発されてくるというやうな危懼は非常に少ないのではないかと、いうふうに私は考へておるわけです。しかし私も今までは、今まで非常に弱体であつた育種の機能というものを私も農業団体がみずからも努力をしながらかつていくというやうな努力をしていかなければならない、こういうふうに考へるわけでございます。

そういう点で、基礎的な部分については、私もとしては従来から、私が最初の陳述でも申し上げましたように、固なり固なりというやうなところにおける基礎的な研究を十分やっていたら、ここから来る成果というものを受けて応用開発というやうな点を私も当面は取り進めていく、そういう中において将来、基礎的研究も農業団体として十分備へ得るやうな力を持つてまいりたい、そういうことによつて企業に十分対応し得るやうな力をみずからはぐくんでいきたいというふうに考へておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 私、時間の關係もございまして、お三名の参考人の皆さんに、まず共通の問題を最初に申し上げて、それから個々にまたお聞きしたい点を申し上げます。その間にひとつ考へてい

らつしやる点を皆さん自身の立場に立つて聞かせていただければありがたい、こう思つております。それで、お三名の皆さんにまずお聞きしたいことは、このバイオテクノロジーの問題はまだ緒に付いたばかりで、先ほどもおっしゃつたように、まさに将来の問題であるという言葉もありました。が、現時点でそれぞれの立場から述べていただいたところに至るまでの過程においてお困りになつたことは一体何であつたのか。それから将来に向けて避けて通れない、困るであろうと予想される問題点は何体何なのか。そのことについてそれぞれのお立場からお聞きしたいということが一つ。

次に、中島参考人にお尋ねしたいことは、新品種、それから遺伝子の組み合わせということをお話しておりましたが、お聞きしたいことは、その実際の取り組みに当たつて、天候とか温度とか湿度とか、そういったことが非常に大事な条件になるんでありましょかどうでしょうかということについてお聞きしたいと思ひます。

次に、中村参考人にお聞きしたいことは、食物と寿命、食物と健康の問題について御専門の立場からお聞かせ願ひたい。と申しますのは、日本人の体質がアレルギー化しておるということがよく話に出るのであります。例えばビリンアレギーとか、たんぱくアレギーとか花粉アレギーとか、体質がアレルギー化しておる。この問題と寿命の問題、長寿の問題、健康の問題にかかわる重大な問題であると思つておりますので、その点ひとつお聞きしたい。

それから茅野参考人は地域の特性ということをお大事にしておられた。地域の特性を大事にするというところは風土を大事にするということだと私はお聞きしております。日本列島が地域の特殊性、多様性を持つておるということもおっしゃつたわけでありまして、このことをお聞きになつたでしようか、あるいは問題にしておられるでしようか。戦前は全国の各県に配る蜜種は実は沖縄でつくつておつたのであります。このことと氣候、風土というものは非常に密接な關係があるのでは

ないか、こう思ふわけでありまして、そのことをお聞きになつたことがありましょか、あるいは取り上げられたことがあるでございませうか。そのことを茅野さんに。

以上、お尋ねしまして、それぞれのコメントをいただきたいと思います。

○参考人(中島哲夫君) 第一の共通の点でございます。先生の御質問に對するお答えになり得るのかどうかかわらないですけれども、私も私自身がいた仕事始めてみましていつも困ります。は、実は植物の性質といひますか機能といひますか、それを私もはかり知つていたと今まで思つていたんですけれども、実際新しい局面で仕事を始めてみますと、余りにも知らない過ぎる。要するに植物それ自身の性質につきまして未知な部分が大変多いという点が一番困るところでございます。これから先も恐らく何かをすればするほど未知な部分というのに突き当たるということになるのじゃないかというふうに思つております。

今の生物の性質に未知な部分が多いということも關係があるわけでございますけれども、私への御質問の新品種育成についての氣象条件みたいなものの關係でございまして、この点は先ほど申し上げました育種の二つの柱であるところの技術の一つの選抜の方法でございまして、その環境に應じた形で作物は性質を實際には発揮するものですから、実は選抜の場では氣象条件というのが大変大きく關係してまいります。冬の間に夏つくる作物につきまして選抜するというのは、これは全くできないわけでございますし、また熱帯の環境条件のものを温帯で的確に選抜するというのはできないわけでございます。

今日でもある部分ではその点を合理化するために人工氣象室みたいなものを使つてできるだけ効率的に選抜を進めようというのをやっているわけでございます。この点も植物の性質を知っているやうなつもりでございましたけれども、やはり未知な部分が多々あるというところと關係しているのじ

やないかと思ひます。

以上でございます。

○参考人(中村桂子君) 私は、中島先生と全く同じことを申し上げようと思つていたんです。生物の關係の仕事をしておりまして、いつでも何かをやらうと思つたことだらけだといふのが一番困つたことで、多分これからは生物のことといふのはいつになつたらすべてがわかるだろうといふことは当分続くのだからといふことです。

それとも一つは、それとも關係があるのです。困つたことといふので言ひますと、専門家、科学者、技術者はそういう未知な部分が多いといふところで非常に苦勞しているわけですね。けれども、それに対応して社会の要求は非常に性急だといふか、せつからだといふか、一体何ができるのかとか、そういう要求が非常に強い。そのギャップが大変大きいといふのが一つの困つたことで、これから先もそれは続くのかなといふ気がいたします。

それから二番目の御質問です。大変申しわけないんですが、私は食べ物とか健康とかといふものの専門家ではございませんので、明快なお答えはできません。というよりも、むしろ今の未知な部分が多いといふこととまさに重なるのですが、食べ物とか健康とかいふことは私たちの日常で非常に大事な基本なことのはずなのに、実は現代科学はほとんどそれに対して総合的な研究ができてない。例えば栄養学という基本的な学問ははつきり申し上げて大変おくれつています。私は、ライフサイエンスという分野をやっておりますけれども、これが一番大事なことは、食べ物と健康という問題をこれから総合的に進めていくことだといふふうに思つております。今の遺伝子組みかえとかバイオテクノロジーとかいろいろ言われておりますけれども、これはそのために利用していく手段だといふふうに私は思つてゐるんです。

御質問のことは非常に大事なことでございけれども、残念ながら、それはこれから一生懸命解き明かしていく大事な課題だといふことしか申し上げ

げられないんです。

○参考人(茅野久君) 私ども農協としましては、研究者の層が非常に薄いといふことが、バイオテクノロジーの開発なりあるいは品種育成に一つの困つた点であるといふことでございまして、この結果、基礎的研究というふうなものも非常に不十分な点が多いといふことでございまして、この研究者の育成について特にいろいろ諸先生方のお力もおかりをいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

また、もう一つ農協の立場から申し上げますと、先ほども中村参考人が申されましたように、この育種なりこういう仕事につきましては、その成果が非常に長期間に時間をかけなければ出てこないといふような点がございまして、こういう点で組織としてこれを進めていく上いろいろな理解を得られども、これらも十分理解していただくようにしながら基本的な取り組みを進めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それから畜産の問題についてでございますが、私まことに不勉強でございますが、沖繩でそういうことがあったといふことについては承知をいたしておりますので、教えていただいたことを大変ありがたく思つております。

以上でございます。

○委員長(成相善十君) 以上をもちまして参考人の方々に對する質疑を終ります。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。本日は、皆様には、御多用中にもかかわらず当委員会に御出席をいただき、大変貴重な御意見を述べていただきましたことにありがとうございます。当委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

午前の審査はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後二時一分開会

○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、生物系特定産業技術研究推進機構法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○山田藤君 私は、この法律に入る前に、大変緊急なこととございまして、この間のサミットの問題でぜひ大臣にお伺ひしておきたいと思ふんです。しかし、とてもじゃないけど、この問題でや

つては、さきほど申し上げた通り、よくいふまでも大きなところだけを御質問して大臣のお考えなりお答えをいただきたいと、かように思ひます。

新聞その他の報道でございすけれども、例のサミットの最終日に出されました経済宣言を見ますと、従来と非常に違つた点で農業問題についてかなり詳しく書かれてゐる。とりわけこの宣言の十三項目にいろいろと書いてあります。こういう文章ですから余りはつきりといふものではない

わけじゃないんですが、新聞の解説その他によりますと、過剰基調にある、「構造の余剰状態」と言つておりますけれども、こういう状態を非常に「憂慮をもつて留意する」といふような言い方をしております。それに対して、「余剰が存在する際には、世界需要に照らして、政策を再編成し、農業生産構造を調整するための行動が必要である」といふことと合意してゐる。ともいふことと

あります。それをさらにOECDでいろいろ検討しますよといふふうな内容のこととありますから、本日に何を考へてゐるのかよくわからないんですが、これも、こういふサミットの考へ方に対して農水省がいろいろと心配してゐるというふうなことも出てゐるわけでありまして、大臣、こういうサミットの考へ方について今後どういふふうに考へていかれようとするか。

それと、もう一つお伺ひしたいのは、この点大臣はいらっしやらないからわからないかと思ひますけれども、解説その他では、例えばECと

か、あるいは米、カナダといふふうな輸出と輸入国との間にかつた議論があつたといふふうなことも書いてあります。このときに中曾根総理はどういふふうな態度をとられたか、その辺、もし農水大臣おわかりでしたら教えていただきたいといふふうに思ふんです。

○国務大臣(羽田孜君) 我が国といたしましては、かねてから国際会議の場におきまして、農業の特殊性及び農業貿易の現状に配慮して対処すべきこと、これを主張してまいつたところであり

ます。今回のサミットの経済宣言に農業のコミニケが盛り込まれた背景は、国際的に農産物の過剰、それから輸出競争の激化、それから農産物価格の低迷などがございまして、当面の問題の焦点は輸出補助のあり方にあるといふふうに理解をいたしております。これは、輸出と輸入との、何とい

ふんですか、議論というよりは、むしろそれぞれが生産国であり輸出国である、それが一方では輸出するために相当な補助金といふものをつけて輸出してゐる、それによつてある一部の国の伝統的な市場といふものが荒らされてゐるんじゃないかといふような議論だつたんじゃないかといふふうに思ひます。

このよう背景から見まして、今回の経済宣言に盛り込まれた内容といふのは、第一義的には、補助金によつて国内の非効率的な生産を増大して余剰を生み出すような輸出の問題である、こういうふうな私どもとしては理解をいたしてござい

ます。しかしながら、輸入国である我が国として、農業構造の改善あるいは市場アクセスの改善などとも関連する問題と受けとめておりまして、生産性向上を通じて我が国農業の体質強化といふものを図つていく必要があろう、これが重要であ

らうといふふうに考へております。

いずれにいたしましても、今回の宣言では最終的にはOECDの作業を通じて検討を進めることとなつておるといふことでございまして、我が国

としても、従来どおりこういった議論に積極的に参加しながら我が国の生産の実情ですとか、農業の実情ですとか、そういったものについてきちんと反映されるようにこれからも議論をしていきたいというふうに考えております。ですから、これは、私が出席しておたわけじゃないわけでもありませんから表に出たものより知る由はないわけでありましてけれども、仄聞しますと、総理はまさに議長国としてこれをまとめなければいけないということと議論してきたということとであります。その前段の、あるいはアメリカに行つて帰つてきたり、アメリカで話、いろいろものを聞いておりましたも、日本の農業というものは非常に難しい特別な状況にあるんだということと常々言つておられたやうであります。しかしこの会議のときには、そういう発言をする筋というものがなかったんじゃないか、むしろ輸出国同士のいろいろな議論だったんじゃないかなというふうに私は受けておられます。

○山田譲君 きょうあたり農業新聞にも大きく出ておりましたけれども、従来の私の考え、あるいは大臣も同じかと思ひますけれども、そういう従来の考え方では今後ますます買いていかれようとするか、あるいはこの宣言が出たことによつて従来の方針に何らかの変更が出てくるんじゃないか、こういうことを皆心配しているわけでありまして、けれども、その辺についての見通しはいかがですか。

○国務大臣(羽田孜君) 我が国としましては、輸出入貿易の問題につきましては従来国会での決議もございまして、こういふものを踏まえ、私どもが今日までここで議論してきたことを踏まえながら、それぞれの国に対して対応していきたいと思つております。

ただ、今私ども農政審議会の中で、これからの日本農業のあり得べき姿、こういったものの長期ビジョンというものをつくつていただこうということで議論をしていただいております。そういう中で、何というんですか、農業構造そのものの力

というものをつける、そういった方向というものは今の議論とは別に私どもとしては進めていかなければいけないんじゃないかというふうに考えております。

○山田譲君 総理がサミットの前にアメリカに行かれていろいろ相談なさつたやうですけれども、その行かれる前日に出来た経緯の例の報告ですね、あれなんかの内容を見ますと、最初の案より大分後退したやうな感じもありませんけれども、いずれにしても、やっぱりもともと自由化しなければいけない、農産物についても市場開放しなければいけないというふうなことが、はっきり言わないにしても、大体考えられると思うんです。そういうものを持つて中曽根総理がアメリカに行かれて、それをどの程度話されたかわかりませんが、おおよそそんなふうな内容のことがレーガンさんにも納得してもらえたんじゃないかと思うんですけれども、どうもそういうところを見ますと我々としても非常に心配なわけで、全農民も皆、どうなるんだらう、どうもこれから何とどうも市場開放されてくるんじゃないかというふうな不安を持つて居ることは間違いないかと思うんです。もちろん日本も鎖国じゃありませんからある程度のことでは考えなければならぬとは思ひうけれども、それに付しても、今大臣がおっしゃつたやうな日本農業の特殊性というふうなものは、これは大いに強調してやつてもらわなければならぬで、ただ経済合理性だけを追求するような考えではちょっと困るわけですね。それについて大臣の考えをもう一遍伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) 基本的には、私どもは従来から議論しておるとおりでありまして、日本の農業というものはまだ残念ですけれども規模が拡大されない、非常に脆弱なところにあるということと、しかしいつまでも脆弱だから、弱みからいつていられるだけではないで、足腰の強い農業をつくるために構造政策というものを私どもも真剣に議論していかなければいけないというふうに

思つております。

なお、また貿易の問題につきましては、地域の経済、要するに全体的、全国的には小さいかもしれない、部分的なものかもしれないけれども、しかしこれがその地域経済を支えておるんだというものはあるわけではございません。私どもとしても、こういったものが生々と生産できるやうな体制といひますか、そういったものに取り組んでいかなければいけないんじゃないかな、こんなことを考えながらこれらも対応していきたいというふうに思つております。

○山田譲君 ぜひその考えで頑張つていただきたいと思ひます。それではこの法律の審議に入りたいと思ひますが、まず最初にお伺ひしたいのはこの法律の名前です。非常に難しいですね。生物系特定産業技術研究推進機構法というんですけれども、これは落語の寿限無じゃないけれども、ちょっと生物系特定産業技術研究推進機構へ行つてくると、ああそうかい、生物系特定産業技術研究推進機構へ行つておいでというふうな、冬だつたら日が暮れるやうな長い、しかもわからない名前なんですね。どうしてこういう複雑怪奇な名前をつけられたか、まずそこを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(橋本敬也君) 大変長くて難しい名前ですが恐縮しておりますけれども、実はこの機構が対象にしようとしております農林漁業でありますとか飲食料品製造業でありますとか、こういういわば生物の機能を利用したり機能に依存するやうな産業、生物系産業というんですから、こういう産業でいろいろ開発されていく技術に關係する試験研究が、鉱工業でありますとか電気通信とか、そういった生物と全く關係ないやうな分野の産業での研究とはおおよそ性格とか研究の手法とかが違ふことは申すまでもないわけではございません。

〔委員長退席、理事北條二君着席〕
そういうことから、この機構の名前をつけるにきまして、そういった生物にかかわりがあります産業分野の研究の特質に着目しまして、そういった研究推進を幅広く行えるやうな法人ということではないかと考え、その性格を十分あらわすやうな意味合いで検討した結果つけられたわけではございます。ちなみに、その過程としまして、農林水産業という言葉を用いてこういう法人の名前をつけただらうかという考えもあつたわけですが、これですと産業分野がそこで狭められてしまつたやうな問題がございます。一方、バイオテクノロジーというやうな概念での名前によつてしまつと、そこでは対象の産業分野がはつきりしないということと、もう一つは、この機構が対象にしようとする技術につきましては、必ずしもバイオばかりじゃなくて、もっと幅が広くて、例えば新素材だとかメカトロニクスやうなものを今後応用していく、そういう農林水産業にかかわる技術なども皆入つてくるものだから、そういうことでバイオというやうな名前でのつけ方も適切ではない。そういうやうないろいろと問題がございます。結果的に、大変わかりにくいというやうな面は指摘されておるわけですが、この法人の性格でありますとか、申し上げました今の業務の内容、こういったことを正確にあらわそうとしますと結局この名称になる、これが適切ではないかという経緯でございます。

○山田譲君 いろいろ考えられた苦心の作であるということは名前を見ただけですぐわかります。簡単に考えたら、とてもじゃないけれども、こんな名前は出てこないわけですから、相当皆さん御苦心をなさつてこういう名前をつけられたと思ひます。

私がちょっと気にかかるのは、農業機械化研究所を解散してここへ統合するとか、一つの組織をつくるわけですね。そうすると、名は体をあらわすといひますけれども、この生物系特定産業技術研究の中に従来の農業機械化をやつていたやうなことが入るのか入らないのか、その点はどうですか。

○政府委員(橋本敬也君) これは先ほど申し上げ

ましたように、農林水産業に関する技術、この機構の対象にする技術の中には大方そういった機械化の研究というようなものも入るわけでございます。

○山田議員 そうですと、例えばトラクターというふうなものもこの生物の中に入るといふことですか。

○政府委員(橋本敏也君) トラクターそのものは生物ではないわけですが、例えば作物を栽培したり家畜を飼育したりというその生物と密接に関係する、関連する研究を対象にする技術ということでございますので、トラクターのようにただ泥を起すだけじゃなくて、実際には作物をうまくつくる、根をうまく发育させるとか、そういうことが当然その研究に伴うわけでございますので、そういう意味で、大抵作業的な機械とかいろいろな機械の研究はこの中に入ると考えております。

○山田議員 大分苦しい答弁のように感じられてならないんですけれども、トラクターも動くし生物も動くものだから、その点ではどちらも同じというところは考えられないわけでもないけれども、そうすると今まで機械化研究所でやっていたような機械は全部この生物系特定産業の中に入るといふふうに考えるわけですか。

○政府委員(関谷俊作君) 「生物系特定産業技術」という定義が法律案の第二条にございますけれども、生物の機能を維持増進、利用、また生物の機能の発現の成果を獲得、利用と、こういう意味での農業にまぎるわけでございますが、その後の方の技術のところ、「その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究」と、こういう定義がございまして、生物の機能に密接に関連する、こういうことでございまして、トラクターそのものは生物ではございませんけれども、農作物という生物の機能を十分發揮させるという意味で機械化技術も含まれる、こういうふうな解釈でございます。

○山田議員 随分わかりにくい解釈ですけど

も、そのくらいお考えになってこの名前が出てきたと思うんです。その次にお伺いしたいのは、推進機構というけれども、機構というのはどうしてこういう名前をつけたんですか。

○政府委員(橋本敏也君) 機構といたしましたのは、この法人でございますけれども、これは民間の出資を受け入れて民間の発意に基づきまして設立される、しかもそういう非常に幅広い業務を行う特別認可法人ということでありまして、大抵他のそういった特別認可法人の例も参考にいたしましてこの機構というのをつけたのでございまして、現在特別認可法人の中にも数例この機構というものはあるわけでございます。

○山田議員 これに非常に似た組織として通産省の基盤技術研究促進センターというのがありますね。これとは大分違いますか。

○政府委員(橋本敏也君) 基盤技術研究促進センターとの違いは、これは通産、郵政の所管の事業の中で、特に鉱工業、電気通信業、こういった関係の基盤技術というふうに対象の技術を決めておるわけでございます。こちらの方は生物系特定産業ということで定義してございまして、農林漁業とか食品産業関係のようところが主力になる生物系を中心にして、そういう点で違いがございまして。

○山田議員 それはわかっておりますけれども、そのセンターという名前と機構という名前の違いはどういうことですかというのを聞いています。

○政府委員(土屋國夫君) 名称につきましては、いろいろな名称の使い方があつたわけでありまして、センターあるいは機構、さらには研究所とかいろいろございまして、ここではあえて機構というふうな名称を選んだのは、今までの機械化研究所の業務をそのまま継承するということもございまして、ただ単に基盤センターのように民間支援業務だけをやるという性格のものでもないわけでございます。

いろいろほかとの関係、例等も考えまして、若干そこに特徴を出すという意味で機構という名称を選択したわけでございます。

○山田議員 こんなことはどうでもいいようなこととすけれども、何か機構という非常にわかりにくいものですか、どうして通産省のセンターというふうな言葉を使っているのをそのまま使わなかったかという感じもするわけですが、ほかに研究所とか何か協会とかいろいろ名前がありまして、最近はやや機械化なんというのをやたらに使いますけれども、何か法律的には余り機構というのとセンターの違いというふうなものはないと思ふんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(土屋國夫君) おっしゃるとおり、厳密な違いという明確な違いというものはないというふうにも思ふと思つておりますけれども、そこは若干そういう意味でニュアンスの違いというふうな意味もかなりございまして、いろいろセンターという言葉もありまして、ここでは機構というの方がよりふさわしいのではないかと判断してございまして。

○山田議員 そこで伺いたいのは、この農業機械化研究所は、IAMですか、という略号で世界的にもかなり通用する言葉になっているようにも思ふけれども、今度この研究所がなくなるということになりますと、その世界的に有名なことになつて非常に寂しいことじゃないかというふうな思ふんです。その点はいかがですか。

○政府委員(関谷俊作君) 機械化研究所は昭和三十七年に発足しまして、今お尋ねのIAMというマークを設定しましては昭和四十年でございまして、これはもとが研究所の内規の中にございまして、研究所における作業衣、印刷物、用紙類等を使用してするためにこのマークを定める、こういうことでIAMにしたわけでございますが、その後、国際的にもこういう名前が非常に信用が増しております。そういうこともございまして、今回の機構への移行に伴いましていわゆる法人としての

名称はこういうふうに変わるわけでございますが、こういう内規から発足しましてかなり国際的にも通用しているこの名称を何とか実質上残していくことができないかというところで検討しております。これは機構発足後の問題でございまして、このIAMという名前をこの機械化研究部門について使うというところは差し支えないのではないかと、そういう方向でぜひ検討したいと思つております。

○山田議員 このIAMをぜひ残してやっていたきたいというふうに思ふ。この研究所の皆さんも何とかこの名前だけは残していただきたいというふうなことを強く要望しておりますし、私もぜひかくそこの国際的にも有名なものというのを残していただく方がいんじやないかというふうに、その方向でひとつ御検討願いたいと思ふます。

その次にお伺いしたいのは、今度の機構の定員は大体どのくらいですか。

○政府委員(橋本敏也君) 現在のところ、この機構の定員につきましては、具体的な数字はこの機構の設立時までに固められていくということでありまして、これもまたこれから、設立時の全体としての職員数はおおよそ百人程度になるものと考えているわけでございます。

○山田議員 当然、予算要求の去年の段階で、こういう機構をつくりまして、ついでに定数をこのくらいにしたいということは大蔵省に要求していると思ふんですけれども、そのときの数字はどのくらいだったんですか。

○政府委員(土屋國夫君) 御案内のとおり、この法人の予算はこれからのことでございまして、一般の国の政府機関の場合の予算とは異なりまして、まさに認可法人の認可予算でございまして、これから具体的に財務当局等と詰めるという段階になるわけでございまして、今までのところ明確に何名というふうにして決めたものはまだございせん。

○山田譲君 さっきのおっしゃられた大体百名程度ということになりますと、今機械化研究所の方は九十名ですか、九十一名か九十名いますから、そうすると差し引き十名足らずくらいの人数を増員して機構をつくらんと、こういうふうには理解していいですか。

○政府委員(柳瀬欽也君) トータルの数で申し上げますとそれとおりでございまして。

○山田譲君 そうすると、その九名なり十名の人というのは大体どんな人々を考えておられるんですか。つまり公務員で言えば技官とか事務官とかいうふうな人がいますね。その九名というのはどういふ人ですか。

○政府委員(土屋國夫君) この法人は、先ほど申し上げましたようにできるだけ民間の方々の意向を反映してということで、これからいろいろ設立手続をとってまいりましてその新しい体制での御検討がされるということになっております。特に民間の御意見をなるべく尊重してということに念頭にあるわけであります。そこで全体としては、先ほど申し上げたようなことでおおむね百名程度というふうにご考えておられるわけでありまして、そういう中で一体どういふ体制をとっていくのかどうか、あるいはどういふふうなそれぞれの組織あるいは分組をするかといったようなことは、まさにこれからそういう民間の方々の御意見等も踏まえて判断して決めていくという、そういう段階になるわけでございまして。ただ、基本は、今農業機械化研究所におられます方をそのまま継承していくところは、これは我々側としてもはっきり決めているわけでございまして。

ども、今申し上げましたように、具体的な職務の分組等についてはこれからいろいろ検討されるといふように考えております。

○山田譲君 それにしても、おおむね百名という数字は出てきているわけですから、その数字は何か根拠があつてそういう百名と言つておられるのでしょうか。おおよそでもしうがなければ、何か根拠があつておおよそ百名と言つておられるのでしょうか。そうすると、現在、機械化研究所に在る人はもうみんな決まっていますから、そうすると残るのは、あとの十名足らず一体どういふ人を採用するんだということとは当然考えなきゃいけないことだと思つておられるけれども、その辺どうですか。

○政府委員(土屋國夫君) 新しい民間研究支援業務は、民間に対する出融資業務が中心でございまして、そういう出融資ということが円滑に行われるようにということで、それぞれふさわしい人をそこに確保していくということになるのかと思つております。

そのほか、まだ後でいろいろお話があると思つておりますけれども、そういう出融資業務以外の業務も行うわけでございまして、それらへの対応ということでの体制整備も必要であるというふうに考えております。特に、現在、機械化研究所におられます職員の方々と共通する管理運営業務も実はあるわけでございまして、その辺のところも十分考へて、できるだけ効率的な体制ということに念頭に置きながら人員配置をしていく必要があるなというふうに考えておるところでございまして。

○山田譲君 本来ならばもう少し具体的にわかるはずだと思つておられるけれども、今の問題はその程度にしておきます。

次に、資本金の問題です。当初の予定では、二十五億を産投からもらつて、あとの十五億を民間から集めるというふうなことのようですね。けれども、それはそれのとおりですか。

○政府委員(土屋國夫君) おっしゃるとおりでございまして。

○山田譲君 その二十五億なり十五億というのどこから出てきた数字ですか。どういふ根拠でその数字が出てきたか。

○政府委員(土屋國夫君) この産投からの出資金あるいは融資、それから民間からの出資金というものは、今先生からお話がございましたようなことで初年度は考えているわけでございまして、けれども、私どもとして、具体的にどの程度の一体資金需要が出てくるかといったようなことは、まだ必ずしも正確には把握しておらない点もございまして。そういう意味で、その根拠というものが必ずしも明確にはなつておりませんけれども、全体のこの機構の運営をしていくに於いての先ほど申し上げましたような人員の規模あるいはそれを賄つていくための所要のファンドといったようなものは、それはある程度のめどを立てておられるわけにございまして、そういうことが一つございまして、産投からの出資金のうち二十五億のうち今申し上げたような割り振りで考えておられるわけにございまして。

〔理事北修二君退席、委員長着席〕

一番肝心な出融資業務がどのくらいの資金量になるかということは、これからいろいろ我々としても詰めていかなければいけない問題ではないかと思つております。来年度以降さらにそういう意味での資金の充実を図っていききたいというふうに考えているわけでございまして。

○山田譲君 いや、出融資業務じゃなくて、この機構の資本金が四十五億ということでしょう、民間と両方合せて。それはどういふ根拠でつくりましたかとお聞いているわけですね。

○政府委員(土屋國夫君) まず、この新しい民間支援業務を運営していく一つの組織体制として、全体としては先ほど申し上げたようなおおむね百人程度の機構というものを、組織というものを考えているわけであります。その中で特に民間支援業務の部分に於ける分野における所要の経費といったようなものも必要だというふうに考えておりますが、そういう運営費を賄つていくというこ

とのために必要な基本財産は一体幾らかというところが念頭にございまして、それをある運用益というもので賄つていくというふうにご考えておりますけれども、そういうことから逆算しての所要のファンドということで基本財産というものを積算しているわけでございまして。

○山田譲君 民間から十五億以上をファンドとして集めようということのようですねけれども、その十五億についてはある程度の見通しを持っておられるかどうか、そこはどうですか。

○政府委員(土屋國夫君) 今、この法案が御成立をさせていただいた後にそういう設立手続等に入ろうということ、まだ具体的な作業は進めておりませんが、そういう意味でまだ必ずしもこれがどういふふうな確保できるかということの見通しは持っておりません。

ただ、民間の方々に對してもいろいろな機会にこの制度の内容を御説明いたしまして、ぜひひとつ法案成立の機には御趣旨に賛同していただいて出資をお願いしたいという、そういう要請をしてまいつておりますが、ある程度は御協力をしようというお話も伺つておられるのが今日の段階でございまして。

○山田譲君 業務として出資業務と融資業務がありますね。その出資財源としては五億圓をとり、融資財源として十三億圓をとつた、こういうことで五億圓は民間の共同してやるような法人に出資します、十三億圓の融資の方につきましては各企業などに融資をする、こういうことのように思ふけれども、それぞれどういふ団体に融資をし、どういふ団体に融資をするかというふうなことも、もちろんやってみなきゃわからないけれども、今、今のところどういふことを考えておられるか、その内容を説明してください。

○政府委員(土屋國夫君) 今先生がお話ございましたように、これから具体的に、先ほどから申し上げておりますように、民間の方々の御意見も十分踏まえまして、業務方法書などの作成をしてまいらるわけでございまして、まだ必ずしも十分今

の段階でどうこうということを申し上げられませうけれども、出融資業務の中で、特に融資は広くは民間の企業ということでございますが、そういうところの研究開発に対してはリスクマネーを融資していくというふうな考えでいるわけであります。

出資の方は、これはそれぞれいろいろな方々が新たに研究法人を設立するという場合に、それに対して出資をするということになるわけでございしますが、特に私どもとして意図しておりますのは、農林水産業のこういう特性から見ても、いろいろ地域の産業あるいは技術開発を進めたいということ、これが通産等との違いがあると思っております。地域においてそういうそれぞれの関係者が集まって研究開発の法人をつくるという、そういうことに對して出資をし、そういうものに助成をしていきたい、そういうふうな考えでいるわけでございまして、出融資の業務についてはおおむね以上のような考え方を持っているわけでございします。

○山田謙君　そこで、融資の条件として、据置期間が五年で、償還期間が十五年以内、そして利率としては無利子だということ、括弧して、ただし書きがついておりまして、成功した場合、成功の度合い等に応じて所定の利率とすると、こういうふうになっていきますね。これは間違いないですか。

○政府委員(御測欽也君)　はい、間違いないですね。

○山田謙君　そうすると無利子でもってやって、それから成功した場合は成功の度合いに応じて所定の利率とすると言ったけれども、それは個人的にはわかりませんが、実際問題として成功したかしないか、いわゆる出世払いみたいなことですね。この成功したとかしないとかということ、それがどこで、どういう基準で判断するんですか。

○政府委員(御測欽也君)　大変難しいことではあ

ると思ひますけれども、こういったプロジェクトの成否の判断でございしますが、関連の学識経験者等によりまして技術的な観点から検討していただいて判断をいただくということでございます。基本的にその判断と申しますか、評価でございますけれども、これはそれぞれのプロジェクトの試験研究計画どおりその成果が得られたかどうかというふうなことで、あるいはそれはオール・オア・ナッシングというふうなことでございせんので、そういう計画に対してどの程度到達し得たかというふうな、そういう段階的な評価もございしますけれども、いずれにしても、こういったこと

で具体的な判断の基本にしたいと考えています。さらに具体的な点につきましましては、類似のいろいろなこういった関係の方針等の例も参考に今後詰めていかれるものと考えております。

○山田謙君　これは非常に難しいことかと思ひますけれども、ある程度そちらの考えがあるんじゃないかと思ひますね。だからこの程度いけば成功だとか成功でないとか、それはそれぞれのプロジェクトによつて違ひかもしないけれども、その判断は専門家かなんか集めるわけですか。

○政府委員(御測欽也君)　おっしゃるとおり専門家によつてそういう審査をお願いするというふうな考えております。

○山田謙君　きょう午前中も問題になったんですけれども、私が非常に心配するところ、どういうふうなやるんだらうなと思ひます。結局これは農業のためにやる、あるいは農民のためにやるような結果にならないか意味がないわけだと思ひます。そうしますと、研究した結果一〇〇%成功したと仮にします。その場合にその成果はどのようにして実際の農業に適用させるのか、あるいは農民の方にそれを活用できるようにするか。そこら辺どういうふうな考えておられますか。

○政府委員(御測欽也君)　こういった機構の関係の先生の御指摘の研究の成果でございしますが、こういった成果は、それぞれ最終的には農業の関

係の技術あるいは製品等で、農業技術の関係のものにつきましては、新しい技術あるいは新しい製品というところになるわけでございまして、そういうものが実際に農家のところに、農業の現場に利用されるというところになるわけですね。当然その前には、それぞれの企業の成果は特許という形で出される段階もあるわけですが、最終的にはそういう新しい技術なり製品が農業の技術として現場にわたる、そういうふうな考えております。

○山田謙君　融資対象は特に民間でしようけれども、大体において食品関係の会社みたいなところが多いんじゃないかと思ひます。そういう場合は、慈善事業をやっているわけじゃないから、自分のところでもつてうまく成果が出れば当然それは自分の工場、会社のためにそれを使うというところであつて、それを広く一般にみんなにも知らしめてしまつたんじゃないかと思ひます。一生懸命苦労したかいたがけないという結果になるんじゃないかと思ひます。その辺はどうお考えですか。どういうふうな具体的に農民のプラスになるような方向で活用しようと考えておられるんでしょうか。

○政府委員(御測欽也君)　食品産業の関係でございします。食品の研究でございしますけれども、関連のそういう食品関係のところも最近基礎的な研究が非常に進んでおりますが、そういうところでの研究の成果は、確かに研究のユーザが農家ではない、そういう品種改良などはちょっと場面が違ふところがあると思いますが、私どもとしては、この機構の持つておりますという公益性といひますか、あるいは国の政策目的、こういうものを十分踏まえながら、その辺の研究成果についても、結果の扱い等についても当然民間の間にかかわるそういうインセンティブなどを失わないことが前提になりますけれども、そういう範囲で大きいことができるだけ実際の役に立つような方向に指導していきたいと考えております。

○山田謙君　午前中同僚委員の刈田さんの方から

も話がありました、ハイテクの技術は非常に発達したけれども、そしてまたそれに伴つて農業も発展したけれども、肝心の農民の生活はちつとも楽にならない、こういうことになつたら何にもならないと思ひます。ですから、こういうものををつくるからには、そして、これだけのお金を使つて単なる民間に有利な研究をさせてやるからには、その成果というものは、当然これはまずもつて農業の発展と同時に、農民の幸せといひます。暮らしを楽にするような、そういうことにならなければ意味がないと思ひますけれども、その点どうでしょうか。

○政府委員(御測欽也君)　おっしゃるとおりだと思います。

○山田謙君　そのところよくよく注意して運営をしてもらいたいというふうな思ひます。

○政府委員(御測欽也君)　評議員の件でございしますけれども、法律に書いてあります二十五人、これはどういふ人が評議員になるんですか。

○政府委員(御測欽也君)　評議員の件でございします。基本的な考え方としては、この機構が大変広範囲にわたる業務を行つておりますので、そういう広範囲にわたる業務に関連しての学識経験を有する者ということが第一点でございしますし、もちろんこの評議員たる人物につきましては公正中立でございまして、人格識見の高い者、そういう中から先選が行われると考えておりますし、さらに先ほど先生の御指摘のありましたように、この機構の関係の一つはそういう技術の開発者、開発の側もありまされども、その技術を利用する側、いわば農林漁業の関連でございします。そういう側からの意向も十分反映されるようなことも配慮してまいりたい、そういうふうな考えております。

○山田謙君　評議員のところまでは法律に書いてありますけれども、さつきおっしゃつた専門家のところ、専門家会議か何かについては法律には書いてない。省令か政令にこれを書く予定はあるん

ですか。

○政府委員(橋淵欽也君) 今のところ具体的なものはございせんけれども、先ほど申し上げましたような専門家による審査の体制をつくっていききたい、そういうふうな考え方はございします。

○山田謙君 さつきちよつと問題にしました融資の条件、これは何によって決まるんですか。

○政府委員(土屋國夫君) これは機構の業務方法書というもので規定するということになるというふうに考えております。

○山田謙君 その業務方法書はもうできていますか。

○政府委員(土屋國夫君) これはこの機構の設立に合わせまして、その他のいろいろなこともございしますけれども、重要なこととして決めて、それらについては認可または承認というものの手続を経てまいるわけであります。機構みずからがつくるものでございします。まだできておりません。

○山田謙君 じゃ業務方法書によってさつき議論のあつた融資要件なんか全部決まる、業務方法書そのものはまだ全体としてはでき上がってない、これは機構がつくるものだ、こういうことですか。

○政府委員(土屋國夫君) そういうことでございます。

○山田謙君 その次に、さっきの専門家の集まりと評議員会との関係はどうなるんですか。

○政府委員(橋淵欽也君) 直接的な関係はございせん。ですから、役員あるいは評議員会等の定められた機構の基本的な運営方針、こういうものに基いて、先ほどの学識経験者、専門家といひますか、こういった専門家の審査を実施していただく、そういうことになるだろうと思ひます。

○山田謙君 事務所はどこへ置かれますか。

○政府委員(橋淵欽也君) 事務所は、現在のところ、機械化促進業務にかかわる関連の事務は、現在大宮に機械化研究所がございします。これが適当だと考えておりますが、民間研究促進業務の関

連は、いろいろ業務の効率を考えて東京に置くのがよいのではないかと、いうふうに考えております。この二つの事務所を有機的にうまく使ひながら進めたいと考えております。

○山田謙君 役員でございけれども、この役員というのは専門的な知識を持ったような人が当然なると思ひます。今のところ、その点、どういふ人を役員にされるつもりですか、お考えを聞かせてください。

○政府委員(橋淵欽也君) この機構の目的あるいは業務、こういうものに照らして最もふさわしい者が選ばれるというふうに考えております。

○山田謙君 それは当然だけれども、例えば機械化研究所の今の理事長さんが馬場さんという方で、理事が二人と監事が一人、選んでいたら教えてはしいんですが、いずれも農林水産省の東海農政局長とか園芸副部長さんであるとか中国四国農政局長とかで、恐らく事務官の方じゃないかと思ひます。それはどうですか。

○政府委員(岡谷俊作君) 今お挙げになりました現在の研究所の役員のうち、理事のお二人の方は技術者出身の方でございします。なお、現在の常勤役員は、いずれも農林水産省に在職した人たちであります。過去には内部から二回ばかり研究関係の方を中心に、いわゆる内部登用で役員になっていただいたことがございします。

○山田謙君 ちゃんとしたその道の、それは全部とはいひませんけれども、専門家をぜひ入れてほしいと思ひます。単に役人だった人を天下りさせるというふうなことじゃなくて、特に機械だとか、これからのバイオテクノロジーとかという問題になりますと、相当専門的な知識が必要だと思ひます。ぜひそういう専門家をに入れてもらわなきゃ困ると思ひますけれども、その点どうですか。

○政府委員(橋淵欽也君) 先ほど大変型どおりのお答えを申し上げましたけれども、こういった機構でございしますので、当然のことながら今度は生物系特定産業といひますか、こういった面での学

識経験の豊かな者、あるいは人格とか大変立派な方とか、そういうことでありまして、具体的にその方の中から、特別な前歴とかそういうものを特に問わない形で人選が進められるのではないかと考えておりますが、おっしゃるような意味合いのことについてはいろいろと今後の検討課題だと考えております。

○山田謙君 何か都合悪くなると声が非常に小さくなってよくわからないけれども、とにかくそのところはちゃんとやってもらいたいと思ひます。今度はこちらと角度を変えまして、労災の問題について、機械に關係しますから、質問してみたいと思ひます。

農業従事者に対しては特別加入制度というのがあります。第一種と第二種があるわけですが、このいずれを見ましても、五十五年から入っている人を見ますと、第一種にしても、五十五年は一万五千人ばかり事業主がいんですが、これが五十九年度には一万三千四百三十人と減っている。事業主に従事する人たちについても、五十五年度は二万一千九百九十八人と減つておりました。それから第二種の人につきましても、これはやや加入者数もふえていまして、五十五年度は八万二千六百八十八人、それから五十九年度は十一万二千二百八十八人とふえております。ところが、新規受給者数、つまり労災にかかった人、保険金をもらった人がまた五十五年度の千三百二十五人が五十九年度千七百五十八人というところで、ふえていっているわけですね。全体として加入者数がむしろ減っている傾向にある、しかしながら新規受給者、つまり事故に遭つた人はかなりふえていっている。こういう現状を見て、これは農水省がどこがやっつけていらっしゃるか知りませんが、どう思ひますか。

○政府委員(岡谷俊作君) 労災の農業者の加入の状況については先生お尋ねのとおりでございまして、加入全体として見ますと、今先生の御引用に

なりましたのは労働省調査でございしますが、もう一方この加入を扱っております農協系の調査によりますと、トータルで十七万四千四百人ぐらゐ、これが六十年の数字でございまして、確かに個別に見ますと、若干増加と言つていい傾向は見られると思ひますけれども、全体の農業就業人口から見ますと、まだ二・六%程度という非常に加入条件は悪うございします。また事故の状況もお尋ねのような状況でございします。いづれにしても、全体としては、せつかくあるこの労災制度が農業者の場合に十分活用されてない、こういうこととございします。私どもいろいろ機械化研究所等々でやっております安全確保のための対策、また行政面でやっております安全対策の一環として、この関係者に、農業機械関係の研修とあわせて、労災について十分加入が促進されるような運動をしよう、というところで関係の研修等の場においてこの制度についての普及を行ひながら、そういう機械課の担当者を通じてまいて、限りのこの労働制度の加入が広まると思ひます。それから大いに努力してまいりたいと考えております。

○山田謙君 私がなかなかなとしました点は、労災の第二種特別加入というものは、さつき若干加入者がふえていっていると言ひましたけれども、これについては指定農業機械というのがあるとして、労災が指定した機械じゃないと加入できないという制度なんですね。その指定機械というのはどんなものがあるかという、昭和五十年から五十五年まで見ますと、一々全部言ひませんけれども、動力耕運機、その他の農業用トラクターであるとか、あるいは自走式田植機であるとか、あるいは動力剪定機であるとか、チェーンソーであるとか、こういった、そう多くはないんですけども、全部でせいぜい二十かそこそこしかありません。ですからその他の農業機械を使つてゐる人は特別加入できないわけですね。どういふ機械が指定の機械になるかといひますと、私驚いたんですけれども、最初から指定されるんじゃないやなくて、相当事故

が起つたら、この機械は危ないからということ指定して欲しいと言ってくるというんです。ね、これは労働省の方が指定するらしい。じゃ、まるで人間をモルモットみたいに扱って、相当のけががなければ指定の機械にしてみえないというふうな、こういうやり方はどう考えてもおかしいと思うんですね。だから、こういう機械を出す前に、当然指定なんかにして、そうして事故者を未然に防ぐというんじやなくおかしな感じがしないですか。どうもその辺おかしいと労働省に言え、労働省は、いや農民の安全対策の問題は農水省だと、こういうふうに言うんですけれども、この辺、農水省としてどう考えておられるか教えてください。

○政府委員(関谷俊作君) 特別加入の要件の問題でございまして、これは所管の労働省の考え方というか、また制度の考え方からしまして、農業作業の場合に普通の生活関係の活動と農業関係の作業の区分がにくいということもあって、法律上、労働省令で作業の種類を定める、こういうこととで特別加入の道が開かれていくわけでございまして、そこへ今お尋ねの機械の問題が出てくるわけでございまして。

労働省の今のお話ございましたが、別に危ないものを指定するというのではなくて、我々の考え方としては、労働省にお願いをして農業の中で相当使われるような機械については逐次指定していただくという考え方で従来も臨んでまいっているわけでございまして、現在十八機種、五十五年五機種追加されました状態で十八機種でございまして。我々としては、今の農作業の機械化の状況では一応かなり重立ったものの、私どもがいろいろ事故調査で把握しております事故の種類から見ますと、かなりの程度のもはこれでカバーし得ていると思えますけれども、基本は、本来農業作業上重要な機械についてはできるだけ指定していただくというのが私どもの考え方でございます。それからもう一つ機械化の動向それから新しい農業機械の入り方、使われ方、これをよく考えま

して、お尋ねのような危ない事故が起きてからという後追いつきのいうことではなくて、できるだけ早く対応するようにこれから労働省に働きかけてまいりたいと思っております。

○山田謙君 機械化研究所ではこの安全の問題についてはかなりやっていらつしやるかどうか。また聞くところによると、鑑定をやるそうだけれども、それはあくまでも自主的に来た人のやるだけのことであつて、全般的に機械が売り出された場合には全然ノータッチというふうなことのようですね。それでは危ない機械がどんどん市中に出回るといふ結果になりはしないかと思うんですけれども、その点どうですか。

○政府委員(関谷俊作君) 農業機械化研究所のいわば安全対策の面につきましては、本来業務でございまして型式検査の一つの項目として、安全面のチェックも検査の中で実施する、こうなつておりますが、安全鑑定というのは農業機械化研究所の非常に重要な業務として実施しておるわけでございまして、これは確かに、先生のお尋ねがございましたように、制度の性格としましては任意制でございまして。申請に基づきまして鑑定するという建前になっております。これは制度の性格としまして、自動車その他のようないわゆる強制的な要素を取り入れたものにしてはどうかという議論は従来もございましたが、農業機械という性格から一般に道路を走るというふうなものでもございませぬので、法律制度として強制検査あるいは強制鑑定というふうなところまではなかなか高められない、こういうことで任意制度として実施しております。

ただ、現実には、私どもこの安全鑑定制度の十分な活用ということを指導しておりますし、また農機具会社でもこの安全鑑定に合格しているものでないとなかなか、簡単に言えば、信用がなくて売れにくい、こういうようなこともございまして、現実には、先ほど申し上げました型式検査または安全鑑定どちらかに合格しました機種の出回り機種の中の割合、いろいろ農業トラクター

等々ございますが、大体九割ぐらいは、この機種の数で見ますと型式検査か安全鑑定どちらかに適合している機種になっていく。こういうことで、現実の問題として、こういう機械化研究所がせっかく力を入れて実施しております安全面のチェックについては十分に活用されるよう運用上の問題としてこれからも努力してまいりたいと思っております。

○山田謙君 最後に、大臣に特別お願いしたいんです。パイオテクノロジーは一種の流行みたいなものなつていくように思われますけれども、試験場なんかに行つて聞いてみますと、そういうパイオテクも必要ではあるけれども、従来からやってきたオーソドックスな研究、そういうものも当然必要なんだ、やや流行的になり過ぎていくというふうなことを言われる方もいるんですね。私は、それはそれとして、もう一つ特別お願いしたい点は、せっかくパイオテクで増産ができました、その結果、米の値段が下がつてしまふ、あるいはまた米が減反でもつて減らされてしまふというふうなことになるれば非常にちがはなうことになつてしまふ。そういう点についてぜひ羽田農水大臣に考えていただきたいと思ふんです。その点についてのお考えをお聞きして質問をいたします。

○国務大臣(羽田孜君) 御指摘のとおり、新しい技術というものは追わなければいけませんけれども、まだ未知のものに対してただ期待だけ抱くということは危険であるということ、私どもも、農政を進めていくに当たつて、これはちよつと話はあれでございまして、基盤整備等、基本的な問題にまず手を入れながら新しいものも追求していくという姿勢、これをとつていかなければいけないと思つております。

それと同時に、今お話がありましたように、生産性が高まつたということ、生産性が高まつて全体的にコストが安くなり価格が下がる、それで農家の利益というものが上がるんだということが一番の目的である、そのためにまたこういうパイオ等、新しい先端技術というものを追求し

てまいるわけでありまして、それによつて生産する立場の人の生活というものを圧迫することになつてはいかぬ。こういうことは私もよく留意していかなければいけないし、またそういうことにならないような方向というものを新しいものを取り入れながら進めていかなければいけないというふうに考えております。

それと同時に、今お話しのとおり、まさにどんな生産性が高まる、それによつて量が増えたとはいふことになりまして、これはまた減反というふうなことになつて非常に難しい問題でありますので、そのあたりを私たちがどう対応するのか、十分常に検討していかなければいけない課題であらうというふうに考えております。

○山田謙君 終わります。

○菅野久光君 先ほど山田委員の方からも話がありましたけれども、今回の法案の名称なんです。本名で、まことに一般の国民にはわかりづらい法案の名称だ。しかし、こういう名称をつくらざるを得なかつたその苦心のほどはまたこの名称によつてわかるわけでありまして。普通、農業機械化研究所というものを一応解散するとか吸収して、一つの機構をつくっていく場合、ほかのものもそうだけれども、大体似通つたようなものを統廃合して一つの組織をつくっていくというのが一般的なのでありますけれども、今回の場合には全く関係がないかといへば、わずかに関係があるような先ほどの答弁がありました、一般国民から見れば何か木に竹を接ぐようなもので、非常に不自然な機構のあり方ではないかというふうに思ふざるを得ません。果たして、この名称でこの中に従来の農業機械化研究所があるというふうに理解する人がいるというふうにお考えかどうか、このところを初めに聞きしたいと思います。

○政府委員(柳沢敬也君) この名称と先生の今御指摘の農業機械化研究所の中に含まれるということの理解度でございますが、印象、これにつきましてもちよつと申し上げかねますけれども、機械化研究

所と機械化研究所とを併用していただくというふうなことを、これはぜひお願いしたいと思います。

所の現在のそういう研究業務の一切の機能は全面的に承継するという前提での機構でございすから、この機構はぜひそういう意味合いで、今までの機械化促進業務といひますか、機械化研究所の体を十分含んでいるというふうに理解していただきたいと思います。

○菅野久光君 私どもは今法案を審議していますから理解はできますよ。しかし一般国民はどうか。従来農業機械化研究所というものが大官にあった、しかし今度それがなくなってしまうわけですね、これでいくと。だから、こういう機構の中に農業機械化研究所があるというふうに理解できる国民というのはほとんどないんじゃないかというふうに私は思っています、その点で非常に不自然ではないか。なぜこうしなければならなかったのかというところは、行革で厳しく、新しいものをつくるには結局スクラップをしなければ新しいものはつくれないんだということにかかわってこういう形になったというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(柳瀬欽也君) 今度の機構でございすが、二つの業務を目的として法案にも掲げてございすけれども、その二つの業務につきましては、大変木に竹を接いだものであるというふうな御指摘があるわけですが、私どもとしては、この二つの業務は、それぞれが農業の体質の強化というところを前提に行われるという意味から目的、趣旨を同じくしているんだというふうに理解しております。さらに民間との連携でありますとか研究成果の相互の利用、こういった点で大変密接な関連を持っているんだというふうな意味合いから、これを一体的に今後推進していくことが有効ではないかというふうに考えているわけでございます。もちろん仮に先生の今の御指摘の民間研究促進業務というものを別な法人でつくるといふようなことをした場合には、いろいろと役員の数あるいは管理部門の数とか、いろんな面から見ても行革の要請に逆行することになるであろうというふうに考えております、そういうようなことにな

るのではないかと。そういうようないろいろな観点から、この機械化研究所を発展的に改組して、それでこの新しい機構をつくらうとしたものでありまして、そういうことで今後ともよりプラス面の成果を両業務とも合体したことを出していくように指導してまいりたいと考えております。

○菅野久光君 時間が余りないので、こちらで質問したことに端的に答えていただきたいと思いますよ。行革で、もう農林水産省としてはスクラップするものがない、それでやむを得ずこのところと一緒にしたんだ、一緒にしたというより、一緒にしたんだというふうに私どもとしては考えざるを得ないわけですよ。行革では新しい組織をつくるな、できるだけスクラップしていけという方向がありますね。そして人もふやすな。これは行革の方向ですよ。しかし現実的にはこの機構でいくと約十名前後の人がふえるわけですよ。だから、ここに私は不自然さがあるというふうに思っています。その問題はまた次にやりますけれども、農業機械化研究所という名称がなくなつて支障があるかないか、端的にひとつ答えていただきたいと思います。

○政府委員(関谷俊作君) 農業機械化研究所といひましては、こういう民間研究支援業務というものをどうして農水省としてはやりたいということであれば我々もこれに積極的に乗ろうじゃないか、こういうようなことで今回の改組を考えたい次第でございまして、私どもその場合に一番考えましたことは、機械化研究業務が今回の移行によつていやくも後退することがあつてはならないというところでございまして、名称的にはこういう名称を使つておりますけれども、法律の方も農業機械化促進法という従来の法律の中に研究業務等位置づけしておりますし、実際問題としまして、人員あるいは機構等も含めまして従来の研究業務が後退することはない、むしろこういう機会をとらえて新しい部門も含めて一つの発展の契機にもできないものか、こういうような気持ちを持つて

いる次第でございす。

○菅野久光君 先ほど山田委員の質問に答えて、IAMという従来使つていたものは何とに残していきたいというお答えはありました。それは私は大変大事なことだというふうに思ふんですが、私が質問したのは、そういう農業機械化研究所という名称がなくなつても支障がないのかどうかというところを端的にひとつ答えていただきたいと思います。

○政府委員(関谷俊作君) 法人としての名称がなくなるに伴うマイナスは私どもはないと考えております。それはあくまでも現実的な業務の面で支障のないようにこれからやっていくということでございます。先ほどのIAMの問題なり、機械化研究所、現実に大官でこれからもやっていく仕事については、一つの現実的な研究の場としてそういう名前が実態的に残っていくようなそういう運用というものは考えていくべきじゃないか。そういう面では、何か機械化研究所という従来の存在がこれによつて見失われるというようなことのないような配慮はしていきたいと思つております。

○菅野久光君 歴史のある、しかも相当大きな成果を今まで上げてきたというふうに思ふんです。そういうことからこの名称が何とに残せないものなのか。例えば大学なんかの場合にも附属病院というのがありますね。あれも大学という一つの組織の中で附属病院というのをつくっているわけですよ。ですから、この機構の中で、例えばこの機構の附属農業機械化研究所だとか、そういう名称というものを残せないのかどうか、そういう工夫かどうか。その辺いろいろ検討なさつたかと思ふんです。

○政府委員(関谷俊作君) いわゆる機構上の附属の研究ということになりますと、また研究所長というのはいかにかということになったりしまして、またそれ自体が一つの機構になつてまいりまして、現実にも新しい機構の中心的部分は従来の機械化研究所の人や組織が担当するわけでございますので、そういうことも考えますと、いわゆる附属という形式よりは、むしろ大官の機械化研究所の部門について、実質上の名称として機械化研究所というふうな、通称と申しますか、そういう名前を使う。こういう内部的な運用で、これを同時に外部でも認識してもらつて。こういうような現実的な対応がむしろ一番いいのではないかと、このように考えている次第でございす。

○菅野久光君 私は例えばということであつて、今局長の方から現実的な対応をしたいということでありまして、ぜひ現実的な、国民のだれにもわかるものにしていただきたいと思います、そういうことを特にお願いしたいと思ひます。パイオの關係については、この研究促進ということが極めて今大事な時期である、そしてこのことにおくれをとつてはならぬということについては私も十分理解が出来ます。先ほど機構の中で、例えば出融資の關係なんかについては大官ではちよつと不便ではないかというところで、何か東京に置くような話があつたように聞いたのでありますが、そのところはもう一度ちよつと確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(柳瀬欽也君) 機構の事務所の關係は先ほど申し上げましたけれども、現在の段階では、農林水産省としては、機械化促進業務の關係は現在の大官が適當であるということ、それから新しい研究促進業務といひますか、そちらの方にについては東京に事務所を設けることがよろしいと、そういうことになつております。

○菅野久光君 ますます本当に不自然なんですよ。そこで、私は農業予算が年々削減されていく、そういう中でこの食糧安保の面からもおかしいで

はないかということをはいろいろな場で言いますと、政府関係の方々は、皆さん本当にオウムのように口をそろえてと言っていると思いますが、それはそれで、農業予算の中でふえているのはいいわばこのパイオの関係だけなんです。ですから、そう言わざるを得ないんだというふうに思いますが、このところは必要な経費について予算をふやしている、必要なところには予算をつけているんだ、だから、そういう意味で農業予算が減ったからといって決して農業の問題が後退しているということにはならない、それは当たらないんだということを言われているわけです。

○菅野久光君 今の段階ではそういうお答えしか出ないんだらうというふうに思いますが、私の気持ちあるいは担当者の気持ちとしても、やはりそういうことではないかなというふうに思うのが自然だというふうに思っています。

ただ、心配されるのは、先ほどもお話がありましたように、名は体をあらわすと一般的に言われておりまして、このことによつて農業の機械化研究についておそれるおそれがあるか、だんだん研究そのものの費用を含めたものが縮小していくような方向というものはないとお答えをいたしたいのでありますけれども、先ほど言いましたように、名は体をあらわすと言えども、この機構に限ってはそういうことはないというふうに言い切れますか。

○政府委員(橋本敬也君) 先ほどの農産園芸局長からの答弁にもございましたけれども、法律でも定めているとおり、二つの目的の片方に位置づけてありますのでそういうことは心配ないというふうに考えております。

○菅野久光君 バイオの関係も機械化研究の方の關係も、この機構としては、ハーフ・ハーフで、どちらが従でどちらが主だとかということじゃない考え方で進めていくんだというふうに理解してよろしいですね。

機構でやるということが私は必要だというふうに思っています。恐らく皆さん方もそういうふうな思っているけれども、政府の機構の中ですうからうだとは言えないというふうに思っていますけれども、その辺はいいががですか。

○政府委員(橋本敬也君) 先ほど私申し上げたところのことでもございまして、今の状況の中で新しい民間研究促進の業務を現在の機械化研究所と一体になった法人でやっていくということで極力成果を上げたいと、そういうふうに考えているわけでございます。

○菅野久光君 今の段階ではそういうお答えしか出ないんだらうというふうに思いますが、私の気持ちあるいは担当者の気持ちとしても、やはりそういうことではないかなというふうに思うのが自然だというふうに思っています。

ただ、心配されるのは、先ほどもお話がありましたように、名は体をあらわすと一般的に言われておりまして、このことによつて農業の機械化研究についておそれるおそれがあるか、だんだん研究そのものの費用を含めたものが縮小していくような方向というものはないとお答えをいたしたいのでありますけれども、先ほど言いましたように、名は体をあらわすと言えども、この機構に限ってはそういうことはないというふうに言い切れますか。

○政府委員(橋本敬也君) 先ほどの農産園芸局長からの答弁にもございましたけれども、法律でも定めているとおり、二つの目的の片方に位置づけてありますのでそういうことは心配ないというふうに考えております。

○菅野久光君 もうちょっと農業機械化研究所の

今日まで果たしてきた役割についてお聞きしたいんですが、国内ではどのように役割を果たしてきたか、その評価と、それからお聞きしますと、海外経済協力についてもこの研究所が何らかの役割を果たしてきたやに聞いておりますが、その辺はどのように評価されておりますか。

○政府委員(岡谷俊作君) 国内的な意味でございしますが、私の理解では、機械化のいわば三段階と申しますか、三つの時期に対応して役割を果たしているという感じを持っております。

一つは、日本の中心でございまして稲作の確立時期に、田植えとか収穫過程の機械化を含めましたいわゆる一貫作業、機械作業体系の確立のための基礎的な研究開発をしたのが第一の時期でございまして。次に、いわゆる水田利用再編成にあらわれますような転作も含めたもつと幅広い作物への対応ということ、これはいろいろ転作物の収穫機等を中心とした研究開発という面も含めまして、もう少し稲作以外のものも含めた機械化への役割でございまして。それから三番目、現段階的に考えますと、ある意味では日本の機械化がかなり水準に達しまして、現在ある意味では非常に難しい局面が残っているんじゃないかという感じを持っておりまして。そういう意味で、この法案関係資料にも出ておりますが、例えば汎用コンパインの開発とかあるいは高速田植機の開発という

ような今までのなかから難しいとされてきた部門の機械化とか、それから野菜その他の収穫過程のような非常に難しい過程への取り組みということと、それからもう一つは、先ほど来いろいろ問題が出ておりますが、安全対策という面での機械化研究でございまして。国内的にはそういうことでそのときどきの動向に応じて研究開発の役割を果たしているというふうに考えております。

もう一つ、いわゆる技術協力、国際協力的な意味での研究所の役割でございまして。これにつきまは、日本で唯一の機械化の研究機関でございまして、そういう研究、検査、鑑定等のノウハウを蓄積しておりますので、これを生かしまして

て、国際協力事業団、それからESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)などの公的機関を通じて協力要請を受けまして、一つは研究所の職員、海外派遣、もう一つは海外研修生の受け入れ、こういうような主として人的な交流を通じて技術協力の一環を担っております。例えば海外派遣でございまして、五十八、五十九、六十年それぞれ四、五件程度、それから受け入れの方も毎年二、三名程度、こういう受け入れがございまして、これからのこういう面のことには新機構に移りましてからも引き続き力を入れていきたいと思っております。

○菅野久光君 新機構に移ってからも引き続き力を入れていきたいということでありまして、そういう方向でひとつやっていたらいいと思います。特に技術協力というのは金と違ってマルコス疑惑のようなものは起きないわけですね。特に先進国日本としまして大変大事な部分ではないかというふうに思っています。

それにしまして、仕事の内容がハーフ・ハーフとなつていけば、だんだん年数がたてば人の数も、人員もだんだんハーフ・ハーフになつていくんじゃないかという懸念があるわけですね。現在のところは大体九十名でバイオの関係十名程度というふうな割合でございまして、これですけれども、これから辺についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(岡谷俊作君) 機械化の方の研究業務の性格は、民間支援業務と違ひまして、研究とか検査、鑑定というものは現実の仕事で研究自体が行うことでございまして、そういう意味で将来展望的に申しますと、いろいろな意味でもちろん業務の合理化は考えなければいけないと思っておりますけれども、現実の施設を持ち、またそれなりの研究者という人を持ちましてやっていると、一概に人のバランスがどうなるということは申し上げられませんが、相当の人員、機構を要するということ点は変わらないのじゃないか。しかし、その中でできるだけ業務の合理化を図って機械化の要請にこ

たえながら仕事を進めていかなければならない。

なお、先ほどの御議論の中で九十名あるいは百名という問題につきましては、この中に両部門にまたがる総務というか、研究の企画とか、そういう部門も含まれているわけでございますので、九十名全体が今後専ら機械化だけに携わるということではございません。私の申し上げましたのは、その中でも機械化だけに携わる研究、検査等の現実の業務部門についてはある程度の人員を今後持つていかなければいけないというふうな考えでございます。

○菅野久光君 現実に農業の機械化研究に携わる人員についてはきちつと確保してもらいたいということをお願いしておきます。

この新機構で発起人及び評議員会をつくることになっておるわけですが、先ほどの構成の問題については、農林局長の方からお話がありました。冒頭申しましたように、パイオの關係と農業機械化研究という二つの業務をやっていくということ、両方ともいわば力点を同じに置いていく中で、どちらが主でどちらが従だということではないということになれば、学識経験者なども含めて、この構成がどうなるかということがまたこの運営に大きくかわってくるのではないかと、このように思ふんですね。ですから、人を決めるその決め方というものは極めて難しいと思ふんですよ。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(橋本敬也君) 評議員の選任に当たってのいろいろ機械化の關係あるいは民間研究促進の關係、こういったところの専門学識経験者の割り振り等につきましてでございますが、まだ具体的な検討を進めているわけではございませんけれども、当然、農業機械の關係の学識経験者でありますとか、あるいは民間研究促進業務に關係しましては、関連のそういった生物系特定産業の幾つかの関連の学識経験者でありますとか、あるいは機械の關係と民間研究促進の共通領域みたいなものもございますし、そういうようなところに重点を置きながら適任の方々を選任していくような、

そういう考え方になるだろうと考えております。

○菅野久光君 両方の立場をよく考えた人をその中に含めることもできるし、パイオの方あるいは機械化研究の方ということでもやられる方もぜひこの中に入れていきたいということだろうと思ひますが、その辺のバランスですね、このバランスをとるということがなかなか難しいというふうな思ふんです。いろいろな運営の問題などについては評議員会に諮ってやるということになっていくわけですから、その人選を誤るあるいは人選のバランスを崩すといひますか、そういうことになるかと、この運営について、これからは各党の方々が質問なさると思ひますけれども、非常に公正さを欠くというか、この法律そのものの運用に当たって問題が起きていくことになるのではないかと、このように懸念いたしますので、それで特に評議員の方、あるいは発起人の方などについても十分パイオの關係、農業機械化研究の關係、その辺のバランスですね、そこをひとつ考えて選任をしていただきたい。このことを私から要望申し上げて、あと稲村委員の方に引き継ぎたいというふうな思ひます。

○稲村稔夫君 ここにこうありますけれども、一番最初に言葉の問題で手を変え品を変えて何かなきゃならぬというところにこの法案のまた複雑さがあるんじゃないかと思ふんです。

私は最初に「生物系」というのは一体どういうふうな考へて「生物系」というふうな言われているんだらうか。「生物系」というのは非常に幅広いですが、私も生物であります。そうすると、どういう範囲のものを「生物系」というふうな言われたらであらうかというところ。

それから読み方が非常に難しいんであります。特定産業技術研究推進機構法案、それは「特定産業」と読むのと、「特定産業技術」と読むのとでは、またちよつと違ってくるんじゃないかと思ひまして、そこでこの「特定」というのはどういうふうにつけて次とつながっているんでしようか。その「特定」という範囲をどういうふう

に考へておられるんでしょうか。言葉の意味でまことに申しわけないんですけども、名は体をあらわすとも言われますので、まず御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(土屋國夫君) お答えいたします。

法律の第二条に定義をしてあるわけでありまして、けれども、「生物系」ということで考へておりますのは、我々は経済動植物としての生物を中心として考へていくわけでございます。「生物の機能を維持増進し」というのがございまして、まさにこれは農業あるいは漁業の場合で養殖業などはこのところに該当するのではないかと、このように考へております。それから「若しくは利用し」というのがございまして、これは「生物の機能を利用し」ということでございまして、これは例えば微生物等をいろいろ加工技術等に利用するという場合、そういうのがこの「若しくは利用し」ということとございまして、それから「生物の機能の発現の成果を獲得し」というのがございまして、増殖とかあるいは代謝といったような生物の機能がございまして、そういうものの成果を獲得する。これの一番端の例といひましたのは、海洋で育った魚を漁獲するといったようなのが、まさにこの「生物の機能の発現の成果を獲得し」ということとであらうというふうに考へております。それから「若しくは利用する事業で」ということで、この「利用する」というのが「生物の機能の発現の成果を」利用するというのは、例えば農作物あるいは漁獲物を利用するということが、加工するというのがまさに一番代表的な例ではないかというふうに考へているわけです。

そういう意味で生物系産業というのはかなり広い概念であるというふうに考へているわけでございます。それをすべてこの機構が対象にしているというふうなことで、とても幅が広過ぎまして、ほかにもまたそういう面で、特に基盤センタ―等においてもいろいろそういうものを対象にしている分野もございまして、そういうところとの調整等も考へる必要があると思ひまして、そ

ういう意味では生物系の産業の中でも特定の、全部ではない一部であるという思想で「特定」という文字を入れたわけでありまして。

さらにもう一つ、その後の方に加わっておりますのが産業での縛りというのと、もう一つは技術自体の縛りというところがございまして、「その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究」まさに農作物の栽培技術とか、あるいは食品の加工技術とかいうものは生物の特性と密接に関連があるわけでありまして、そういう技術というものがこの生物系特定産業技術であるというふうに定義したわけでございます。それから、確かに一般的ななかなか難しいわけでありまして、最近の広い分野の発展がございまして、そういうことで大変苦心の作でこんな表現になったわけでございます。

○稲村稔夫君 おぼろげながらにはわかるような気もいたしますが、今の例えは微生物の利用とか、そういう範囲でいくとなかなか面倒な部分がある。特定産業というけれども、特定産業という範囲の中にいくらかのかわからないような生物の特性利用というふうなものがあるわけですね。例えて言へば、私の考えが間違っているのかもしませんが、例えば医薬品などについては、医学の分野のものになってくるけれども、生物の特性を利用して例えばインターフェロンであるとかいろいろとこれが進められてきます。そうすると、こういうものの研究というのでも、例えばこれからの法案ができてその機構ができてきたときに、そういう研究をする場合に、「生物系」ということの中には入るけれども、「特定産業」の方に入らないということになるのでしょうか。

それから物すごく難しいと思ふのがその辺の境目のところですね。例えば人間の場合はそういうけれども、動物の家畜用の薬品だとかそういうもの、あるいは薬品といふかなくともええに添加するものとか、そういうようなものの中には我々人間の方の關係のものと共通だということ、同じような技術のものが出てくる。そうすると、そっちの方

の研究をしたいからこの機構を利用して金を借りたいと思いませんか、そういう場合も出てくるんじゃないかと思うんで、その辺の区別というのはどういうふうにして判断をどこでするということになるのか。まずこのことを伺っておきたい。

○政府委員(土屋國夫君) 大変重要な御指摘をいただいたわけでありまして、いろいろここは大きく動いている分野でございますので、なかなか現段階でこれから先のことが予想し得ない面がございます。どういうふうなところで目覚ましい発展がされるのかどうかといったようなことがなかなか予測し得ないところもございます。ここに明確に例示で挙げておきますのが、農林漁業、飲食料品製造業及びたばこ製造業ということで、まず当面こういうことが対象になるのではないかと、ということ、あるいは最も重要ではないかということ、そこで掲げているわけでありまして、それ以外にも技術の性格を勘案して技術の高度化を図ることが必要であるというふうなものについて、しかもそれが生物系の特定産業技術であるとするれば、それも対象にし得る道は開いておくというのがこの制度の非常に重要な特徴でございます。そういう意味では特に先ほどお話がございました医薬品等はどうなんだという問題が確かにあります。

先ほどちょっと私申し上げましたけれども、ここで考えています生物というのは、経済動植物としての生物を対象に考えておりますので、直接人間を対象にしているというふうなことではないわけでありまして、ただ、そういう医薬品等の中でも生物自体を医薬品に使っていくというふうなもの、端的には薬草関係とかいろいろのがございまして、そういうものはこの中に十分入り得る分野ではないかというふうに思っておりますけれども、医学の分野等についてはかなり違った要素を持つていてのではないか、その辺は慎重に扱っていくべき性格のものではないか、そういうふうにして思っております。

○稲村稔夫君 その判断の問題、どこで判断する

かとも伺いたいと思いますが、それは後の方のまたいろいろ伺いたいことの中で一緒に伺うことにいたします。

そこで、まだ言葉じりにとらわれて申しわけありません。最後のところが「研究推進機構」、これは先ほど同僚委員からも出たことだと思いが、その機構という言葉の持つていっているところにちょっと私はひっかかることがあります。と言いますのは、例えば今ここで一緒にあります農業機械化研究所、農業機械化研究所といえ、それはそれで恒常的なものというふうに見える、何か別の理由があつて解散をしないかなんとかということとは別に。しかし機構というのと、一つの目的があつてその目的が達成されれば自然に解消していくというのか、そのときには解消していくべき性格を持つ、そんな響きを持つていっているんじゃないか。我々は普通機構、機構と言ったときは、大体その機構というのは何かの目的があつてその目的のためにつくつていく、そしてそれができ上がったその機構は要らなくなる、こういう格好になるのが普通のような感じがいたしますので、こういう言葉を使われたことにちょっとひっかかってくるような気がします。そこを御説明いただきたい。

○政府委員(土屋國夫君) 機構、なぜそういう表現をしたか、先ほどちょっとお答えいたしましたけれども、また局長の方からお答えいたしました。現在、先生御案内のとおり、機構と称するものが大変たくさんございまして、それらをいろいろ見てみますと、今御指摘のありましたようなことには必ずしもなっていないではないかというふうに考えております。もちろん一つの組織でございまして、目的が達成されれば、それは解散なりその他が生ずると思ひますけれども、かなり永続的に存在している機構もございまして、決してそういう意味ではないんでないかというふうには私も考えております。

○稲村稔夫君 言葉の遊戯は余り長くしているわけにもいきませんが、決して遊戯のつもりで言っ

ているわけではありません、いろいろと気になる部分がありましたので確かめていたわけでありまして。

そこで、こうした機構をつくつてまいりまして、そして、これによつて民間産業の発展ということに寄与し得るであらうか、この辺のところはまた私は若干の疑問がございます。杞憂であればいいんでありますが、というのは、一つは、我が国におきましては、アメリカのように農業関係の中にベンチャービジネスが次から次へと生まれてきて、そして中にはつぶれていくものもあるし、それが大きくなって発展して、そういうようなものが出てくる、こういう形のものには一般的になつていない、我が国の農林漁業を取り巻いていいる条件の中では、食品産業のようなものの中でちょっと別なものがあつた。そしてその反面、今度は、最近大企業がかなりバイオテクノロジーを中心にして関心を高めております。その関心を高めているのは、何といつても種子というところに大きな関心事があるだろうと思ふんですが、そうしたアメリカでのものも大体種子が多いわけだと思ひます。一般的には比較的多い。そういうアメリカのベンチャーに当たるような部分というものは、実は我が国の場合は大企業の内部に現在、農林漁業関係について言えば、内部に持つていっている部分というのがあるのではないだろうか。こんなふうにも思ふわけでありまして、下手をすると大企業の種子戦略に組み込まれてしまうというんですか、巻き込まれてしまうというふうなことのおそれはないだろうかということを心配するわけでありまして。

それはもう一面からいいますと、農林水産業に關しては、工業関係と異なつて、民間の研究投資といひましようか、これは非常に少ないわけですね。工業関係では民間の方がむしろ研究投資は、我が国全体で見ても、大きくなつてまいりますけれども、農林漁業の場合はこれが低いわけでありまして、なぜこのところが少ないんだというところを考へていつたときに、前の二つの問題と

絡んでくるように思ふんです。そうすると、資金的に準備をしてということでも果たしてそれでうまく民間のそういう生物系の研究というものが進展をするだろうか。こういう危惧を持つていられるわけでありまして、この法案を用意されるに当たつてその辺のところ、どういふ見通しを立てておられたでしょうか。この辺のところは政治的な判断もあると思ひますので、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(梅淵欽也君) いろいろと難しい問題を御指摘いただいたわけですが、農林水産分野のこれまでの技術開発を見てみた場合に、確かに民間としての参加がないわけではございませんが、機械でありますとかあるいは農薬、肥料とか、そういう関係でかなり農業生産に果たしてきた民間の役割というものは評価されておるわけですが、全体として見ますと、先生今御指摘のように、研究の主力は公的な機関、国立、県立でございます。そういうこと、特にバイオといひますか、種苗なんかの関係ではそういう傾向が顕著だったことは確かだと思ひます。ところが、今、先端技術、これはバイオに限りませんけれども、特にバイオ、その他メカトロニクスとかいろいろな新素材とかを応用するそういういろいろな新しい技術の進展が、従前と違つてかなり民間の関心を、民間といつても必ずしも大企業ばかりじゃなくて、かなり幅広い民間の関心を集めていいることは私も最近十分感じておるわけでございます。

それからさらには、きょう今までの御議論にもございましたけれども、特に地域のいろいろな農業団体でありますとか地方の民間企業あるいは自治体、こういったところの第三セクター型のそういう研究開発の動きなども、きょうの午前中の方の御説明にもありましたけれども、ぼつぼつ見え始めてきているというふうな情勢についても最近新しい動きとして注目しているわけでございます。そういういろいろな状況の中で、そうはいつても、民間あるいはそういう地城のミニプロジ

エクトといいますが、そういう第三セクター等が本格的に動くについては、今ここでこういった研究のリスクマネーの提供というか、こういう措置を講ずるといふことが大変重要な時期に来ているんじゃないか、そういうふうな見方をしておるわけですね。特に種苗関係についても私も感じておられますけれども、国全体としての技術水準を高める、そういう認識で今後の民間全体の活力が高まっていくんじゃないかと、そういうふうに見ておるわけでございます。

○国務大臣(羽田孜君) 今事務局の方からお答えいたしておりますけれども、ともかく近年におけるバイオテクノロジー等の先端産業、先端技術といえますか、こういったものの開発というのはともかく目覚ましいものがあるということがございます。その中で農林水産業あるいは食品産業、こういった分野において国が基礎的な研究をしていく、これにまた方を入れるということは当然でありまして、それと同時に民間でこういったものに対して関心を持ち、しかもまた小さなところでもいろいろとこういったものに対して関心を持つようになっておるというのがあると思えます。それから、今お話があったように、各地域の中にあっても自治体なんか盛んにこういった問題についても研究を発売にするようになってきておるということで、私もとしてはそういうものを有機的に結びつけながら、国際的な進展、こういったものに対してもしっかりと対応するようないことが必要であらうということでこういった機構を設けようとしておるわけでありまして、ただ、今先生からお話がありましたような、一つの大きな企業というものが完全に牛耳ってしまう、そんなことにはならぬようにいろんな面からチェックしていく必要があるかな、そしてこれによって恩恵を受ける対象である農林水産業あるいは食品産業というものの立場というものも十分考えていかなければいけないというふうに考えております。

○稲村稔夫君 これは技術会議事務局長にお願い

ですけれども、もう少し大きい声でいつもお答えをいただきたいと思います、聞き取れないことがありますので。

それで、私、先ほどの同僚議員の質問の中でも、あるいは午前中の参考人に対する委員の質問の中でも、これが本当に農民のためにというんでしようか、農業を追い詰めていくような形になってはいけないうと、こういう観点からそれぞれあつて御質問があつたと思ひます。そこで、私がこういうことを危惧しておりますのは、例えば今野菜の種子はかなりF1が多いですね。大根の種子が併詰になつて出回つておることは御存じでしょうか、あれども、あれは幾らくらいだかは御存じですか、大根の種。私、目方をはかつたわけじゃないけれども、この程度のこんな詰詰になつておるやつが出ていまして、それが一つ三千円というのを私は見ました。そうしたところが、農家のおばあちゃん、三千円を目方を買つておりましたら、おめえさん何びつくりしていらんだね、一万円のもあるぜと、こういう話なんです、それじゃ金出すからその一万円を買つてきてくれよと言つた、まだ私、手に入れたくないんですけども、企業に任せられたときというのはこういうことが起こつてくる。

しかも、私が種子についての心配を一生懸命しておりますのは、例えばトウモロコシであるとかなんとかというところで海外で日本の大きな資本が農場経営の試みをしてたりなんかいろいろとやつてまいりました。しかし大体がうまくいかなかつて撤収をしております。そうすると、結局、利益が出てくるものは種子だということで、関心というのは種子にしかないんじゃないだろうか。それで種子に関心を持って、そしてそこをどうにかこうした産投資金などを利用しての貸し付けがあればそれを大いに利用する。こういうことをやつていって、結局はそういうところで種子を握さえられて、またそれを賣つて農民の生産費のコストの中で種子の占める割合、比重が上がつてしまふ、こんなことが起こつては経済的に困る。こういうこと

で、まず運用の問題が一番出てきますので、特にそういう大企業の種子戦略というところと非常にきつい悪い言葉の言い方になりますけれども、そんなふうな生産者の側に不利がでないように運用としては十分に考えていただきたいと思います。まずこのことは、とば口のところでも随分時間をとつてしまひまして申しわけありませんでしたが、大変心配になつておることでございましてので急押しをさせていただきますのであります。

そこで、法案の内容に入らせていただきたいと思います。最初は総則について伺いたいと思ひます。

この第一条のところは、先ほど菅野委員からも木に竹を接いだという話でいろいろとありましたから、これは私は理解できませんけれども一応省かせていただきます。第二条の三で、「前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に關する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることに必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの」と、こういうふうになつておる。それは先ほど表題の議論の御答弁の中でもちよつと触れられたように思ひますけれども、「政令で定める」というふうになつておるが、この政令の内容はどういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(土屋國夫君) お答えいたします。

現在はその中にありますようなことですけれども、農林漁業、飲食品製造業、たばこ製造業が代表業種としてあります。それ以外の業種であっても、ここにありますが、技術の性格を勘案し高度化を図ることが必要であるといったようなものについて政令で定めることを予定しているわけでありまして、現在一体どういふものが政令で追加する必要があるかどうかということ、目下検討しておるところでございます。まだ結論的なものは持つておらないわけでございます。

○稲村稔夫君 法案を審議するということになるわけですから、だからせめて、政令のきつ

ちりしたものにはなつていないにしても、ある程度の詰めができていなければ私には困ると思ひます。政令で定めるという内容は一体何を指しているのか、どういふものがそこをどう出でくるのかというところがわからぬのは困る。さっきのお話でいつたつて、まだ望洋としておるわけでしょう。どのあれになるかわからぬわけでしょう。その境目というものをまだ引いてないわけでしょう。医薬品は除外だと言つておる。でも医薬品といつたつて家畜用のものはどうなつておるのかというふうなところもあるでしょう。大体のアウトラインができていないで、それで法案審議というのはいふから、当然これは準備のある程度のところまで詰めておられていふものじゃないかと思ひますけれども、その辺はどう思つておられますか。

○政府委員(土屋國夫君) いろいろ内部で私ども検討しておりますのでございまして、この定義の中で性格として入るものは一体どういふものがあるかどうかということ、あるいはそれが一体どの程度重要性があるのかどうかということ、あるいは民間その他関係方面からの要請がどうか、あるいはどうか、そういうことをいろいろ総合判断しておりますのでなかなか結論は出せないわけですが、今、大体この農林漁業と飲食品製造業あるいはたばこ製造業ということ、まずかなりな分野がこれに網羅されるのではないかと、うふうに思つておりますけれども、あえて今私どもが考えておりましたもう少し追加し得る、しなればいけない面があるとすれば、例えばいろいろな木材の加工業等の問題があるかというふうに思ひます。

それからもう一つは、いろいろ飲食品関係の流通過程の問題で一体技術開発という問題がどういふふうに出てくるのか、それはちよつとどうも今のこの例示だけでは入り切れませんので、場合によつてはそういうことも追加しなければいけないのかな。ただ、そういう流通過程という問題について果たしてそれがどの程度生産物系産業とし

て技術と言えらるかどうかという点に若干問題はありますが、そういふ分野がこで入っていない分野ではないか、それは場合によつては追加する必要があるのかなといったような、そういう検討を今しているところでございます。

○稲村稔夫君 そうすると、この機構が充足するまでにはその政令というのはいくつあるんですか。

○政府委員(土屋國夫君) なるべくそういうふうにする必要があるというふうに考えております。

○稲村稔夫君 なるべくと言っても、あなた、あれでしょう、これは農業機械の方にはなりませんが、だから、要するに、研究促進の方の事業であれになるわけでしょう。そうすると、今なるべくとおっしゃったけれども、実際には金を借りる話が始まるんじゃないかと思うんだけれども、どうするんですか。

○政府委員(土屋國夫君) ちょっと訂正させていただきますが、これはこれからいろいろ追加し得るということ、必ずしもその業種としては充足までに間に合かなければならないわけではない、むしろ来年度以降の問題としてあり得ますので、そういう意味で今申し上げたようなことでございます。

○稲村稔夫君 そうすると、あれですか、当面充足するときは、この三つ、飲食料品製造業、たばこ製造業及び農林漁業で充足しておいて、そしてそれ以外をいろいろとまた検討しながら、政令でここにないそのほかのものに貸せるかどうかということが決まってくる、こういうことになりませんか。

○政府委員(土屋國夫君) 私ども大体そのように考えてきておるわけでございます。

○稲村稔夫君 その辺のところも、本来は、充足をするときにはそれらのことはある程度検討されて構想を固めて審議していただきたかったというふうにも思ふわけですが、そのことは、まあ、おきましよう。

それから次に資本金について伺います。まず、設立に当たつての国と民間との出資予定額という

のは、金額と比率はどんなことになっておりますか。

○政府委員(土屋國夫君) 設立に当たりまして、その資本金は、産投からの出資とそれから一般民間からの出資、それに機械化研究業務の関係もございまして、一般会計からの出資というものもあるわけでございます。

そういうことで、まず国からの出資金の中で特に民間研究促進業務に対するものは、基本財産の造成のために二十億円、それから出資事業の財源として五億円を予定しております。それからなお、一般会計からの出資、機械化研究業務の關係では全額六十一年度予算額としては七千五百万円あるわけでございます。それから民間からは民間研究促進業務に対するものは全額基本財産の造成に充てるということになっておりまして、現在十五億円以上民間からの出資を求めたいということである。いろいろ関係方面とお話し合いを進めつつあるわけでございます。それ以外、農業機械化促進業務に対するものは全額従来と同様基金の造成に充てられるということになっております。

○稲村稔夫君 そういたしますと、産投会計からのものが二十億円と五億円、これはわかりました。そして七千五百万円、これはあれですか、第五條で書かれています「附則第二條第四項の規定により機構に出資があつたものとされた金額」ということですか。

○政府委員(関谷俊作君) 今お挙げになりました附則第二條第四項の規定は、従来の機械化研究所にその機構設立の時点で既に出資されている金額のことを言っております。これは五十九年度末で四十一億三千万円、六十年年度分が七千六百万円加わりますし、それに六十一年度にどのぐらいの出資がされますか、それ全体を含めまして機構設立時点での機械化研究所に既に出資されたものです。その時点では機械化研究所に既に出資されているわけですが、新機構ができましたときに、従来の研究所に既に出資されている部分をその機構のできた時点で機構に出資されたというふうに引き継

いでいくことを法律の表現として出資されたものとみなすというふうに擬制をしているわけでございます。簡単に言えば出資金を引き継ぐ、機械化研究所の。その引き継ぐ先は、機械化促進業務に充てる資金として出資されたということで勘定区分がされますので、機械化研究業務の方の勘定区分の方に従来の研究所に既に出ております出資金が引き継がれるということをやっている表現で言っているわけでございます。

○稲村稔夫君 それで七千五百万円。

○政府委員(関谷俊作君) それは五十九年度末で四十一億三千万円ございまして、そのほかに六十年年度、六十一年度でも少しされますので、そういう金額が機械化研究所の言つてみれば持参金みたいなものとして、出資金として新機構に入つていくわけですね。そのほかに、民間業務の方は新しい予算計上で、あるいは民間から集めるお金が新業務分として入つていくわけでございます。ですから懐が二つある。

○稲村稔夫君 そうすると、一家のうちで、皆さんの持ち分と奥さんの持つてきた財産といったようなことで理解をしなきゃならぬということのようであります。そうするとこの機構家の財産は全部で幾らになりますか、今の発足時。

○政府委員(土屋國夫君) 六十一年度のこの機構の資金計画といたしまして、特に基本財産は三十五億円以上、まあ三十五億円程度を考えております。民間研究促進業務は、それから農業機械化促進業務関係は、先ほど話がありましたようなことでの引き継いでくる財産がございまして、それに足したものがこの機構としての発足当初……

○稲村稔夫君 だから幾らになる。

○政府委員(土屋國夫君) 全体で七十六億円ぐらいたというふうに理解をしております。

○稲村稔夫君 金のことで物事ははっきりしてないといふのが悪いのです。七十六億円くらいというふうには言われていたけれども、そうすると持参金が今はアバウトで言われるんですか。持参金幾らとはっきりしない何か理由があるんですか。

○政府委員(関谷俊作君) 機械化研究所の方の持参金である出資金の額については、五十九年度末が四十一億三千万、それに六十年年度の出資金七千六百万円足しまして四十一億七千九百万円に、六十一年度中に、七千五百万円ばかり政府出資を計上しておりますが、そのうちで設立時点までに研究所に出資する分、これはまだ実は未確定でございまして、仮に半々としますれば三千七百万円ぐらゐが加わつた金額でございまして、これは約でございまして、正確にその時点では決まるわけでございますが、大体四十二億四千万円というような金額でびしやりと決まるわけでございます。

○稲村稔夫君 アバウトになった理由はわかりました。さらに、どこの家庭でも金のことというのはいちやんとしておかないと後々いろいろと出てきますので、なお根拠を裏取りで申しわけないんですが、今度の研究促進業務の方は三十五億円のあれでとりあえず取り組んでいきますと。そうすると、機械化の方は、今のお話を伺つていくと大体年々で積み上がつてきているわけで、これからのそういうこと。今までのような実績は確保できるんですか。

○政府委員(関谷俊作君) 新機構になりましてからの機械化研究促進業務関係のいわゆる財政の対応の仕方でございますが、これは従来と全く同じ考え方でございます。つまり機械化促進業務の運営費の方で収入がございまして、それを差っ引しまして、要するに機械化研究業務必要上の経常経費の方は国の補助金で支出する、それから施設的なものになるものについては出資金として出す、そういうルールは大蔵省との間では了解されております。既に新機構ができました以降は、新機構に出すものとして従来の機械化促進業務で計上しました予算を年度途中で区分しまして新機構の方に出す、こういうことで財政の対応の仕方は全く従来と同じ原則でいこう、こういうことになって

おります。

○稲村稔夫君 わかりました。そうすると結局、例えば奥さんが今まで仕事をしながら稼いでおりましたが、例えば大塚忍緒ですけれども、今度は機構ということで一緒にになりました、だから今まで稼いでいたその職場なり収入なりというものは今までどおりでございますと、こういうことで理解していいわけですね。

○政府委員(関谷俊作君) そのとおりでございます。

○稲村稔夫君 それでは、次に設立について伺いたいと思います。

先ほどもいろいろと出ておりました人間の関係というの、これまたこれからの問題では大事な問題になってくると思います。まず発起人が選ばれるということになります。設立するためには発起人が要するということになりますけれども、この発起人というのはどのような分野からその発起人というのを集められるのでしょうか。その発起人と後の役員とかかわりというのはどういうふうになりますでしょうか。

○政府委員(柳沢欽也君) 発起人の具体的な人選につきましては、今の時点で予測しがたい点があるわけでございますけれども、この機構の目的でありますとか業務、それから発起時の対象業種等々から見まして、関連する民間企業でありますとか、業界の団体でありますとか、あるいは農林漁業者の団体、こういったところの指導的な立場にある方々が主体となるものではないかというふうに考えております。

それから役員との関係でございますけれども、理事長と監事につきましては、発起人が推薦をした者の中から大臣が、理事長と監事でございますが、これは発起人の推薦の中から農林水産大臣が任命することになっております。

○稲村稔夫君 そのところはわかりますけれども、発起人というのは大体必ず役員になるんですか。今の発起人二人じゃないでしょうか。理事長と監事になる人だけが発起人になるわけじゃない

でしょう。

○政府委員(柳沢欽也君) 発起人が役員になるかという話でございますけれども、そういう関係は直接的にございません。

○稲村稔夫君 じゃ発起人というのは広くいろいろと関係する分野からということになるわけですが、その辺のところ、私は実を言おうと、さっきの初めの方の質問の疑問の中に一つ入っていったものですから伺ったわけです。三つの業種以外のもので考えられるというふうな大体ある程度決まっているならば、発起人もそういう中で考えられるのかなと思っておりますから、特に発起人がどういう分野から出るかを伺いたかったわけですね。

そこで、今度は、理事長と監事は農林水産大臣が任命する、こうなっております。それから副理事長と理事は理事長が任命するんだけれども、農林水産大臣の認可を受ける、こういうふうになっていきます。これではかなり農林水産省というものの権限が強い。会社でいけば完全な子会社みたいなものになるわけですね。そしてまた同時に、そういうことになると、民間企業ということの意味合いが何かちよつと薄れるのではないかと気がいたします。このことを伺いますのは、普通であれば、設立当時のことであれば、発起人の中から発起人会で理事が選ばれて、その理事の互選なら互選でというふうな形で決まっていこうと思ふんです。そういう自主的な決め方というのをしない、わざわざ農林水産大臣の任命で理事長、監事を決める、それから副理事長と理事も農林水産大臣の認可が要る。こういうふうにしたのは何か特別な理由があるんですか。

○政府委員(土屋國夫君) お答えいたします。この機構は、申し上げるまでもありませんけれども、公共性の大変高い業務を行うわけでありまして、研究促進業務はもちろん、それから機械化研究業務も同様でございます。そういうことで特別認可法人という性格を持つておるわけでございまして、産投会計からかなり多額の出資をしていた

だということもございまして、公共性が大変高い組織であるわけでありまして、そういうことから、この業務運営等については必要最小限の国の指導監督が必要であるというふうな考えでございます。もちろん、民間の自主性あるいは意見がでるだけ反映されるような、そういう仕組みは考えてまいらなければいけませんけれども、そういう意味での必要最小限の指導監督は必要やむを得ないんではないかというふうな考えでおるわけですね。

そこで、この機構が発起前の段階で機構の理事あるいは監事となるべき者をまず発起人から御推薦いただく、そして農林水産大臣が指名する。その前提には発起人の御推薦ということが一つございまして、民間の御意見を反映するということでございます。

その次に、実際に機構が発足をいたしますと、その指名された者が任命されるわけでありまして、けれども、その後の段階としましては、理事長が今度役員を決めていく、任命をしていくということになるわけでありまして、そこについてはほかの類似の団体等とのバランス等も考えまして、その理事長からのについては農林水産大臣にそれについて認可を受けるということとしておるわけでございまして、これは全くほかの類似団体の横並びで、別にこの団体だけが特別に厳しくしているというふうな趣旨ではございません。

○稲村稔夫君 その辺のところには私は若干疑義が残ります。といひますのは、できるだけ自主的な運営ということと、それから農林水産省の指導監督ということとは、これは別なことでありまして、指導監督というものの適切を欠くとか官僚機構とかなんと言われるような、そういうものにならなうてしまふというおそれが多分にあると思います。ですから、実際に産投会計の金を貸すということでから監督というものは非常に大事でありまして、その体制については私は十分に留意していただきたいと思います。人事にかなり深入りしているという形についてはどうも私は疑義が残ります。

す。が、時間も経過しておりますから、次に関連をしております「管理」のところについて伺いましょう。

この「管理」の中でも同じことが疑問になるんですけれども、それは今答弁いただいたから要りません。だが、この第二十一条で、「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることのできない」、こういう規定が入っております。公務員の場合は退職をすれば役員になることができるわけですね。

○政府委員(柳沢欽也君) そのとおりでございます。

○稲村稔夫君 この辺を確かめましたのは、余り疑って物を聞いては悪いんでありますけれども、よく天下り人事とか何とかということがいろいろと問題になったりしている場合があるわけでありまして、それだけにここでの機構のこの条項が生かされて、退職をされた農林水産省の偉い方がここへ横滑りで行くというような場所をつくるような形にはならない運営を考えておられるんだらうと思ひますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(柳沢欽也君) 役員の人選につきましては、現在時点では特にその特定の者が想定されている状況にはございませんし、またその役員になるであろう方の職歴も今の段階で予測するわけにはいかないわけでございまして、いずれにいたしましても、その機構の業務とか目的とか、こういうことにとりまして役員としてふさわしい者が選任されるように、そういうふうな今後検討されていくように指導したいと思ひます。

○稲村稔夫君 そのふさわしいということがいろいろと議論にならないように十分配慮していただきたいと思ひます。

それから次は、第二十三条に兼職の禁止が載っております。これは「営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない」、こういう規定で、公務員と同じような規定がここに載せられております。そして、その後に

「ただし、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」という例外が設けられております。これはどういふことを想定しておられるんですか。

○政府委員(土屋國夫君) 今のこれはほかの制度と大体類似の規定でございますが、一般的にはその兼職禁止ということで適当というふうな考えでおりますけれども、極めて全く例外的なケースとして兼職をしていい場合もあり得るかどうかという、そういうあり得るといふ前提ではかの制度もできてゐるわけであり得ます。私もどうしても、そういう意味で類似の制度に倣つたということでございます。今の段階で具体的にどういふことを考えておられますか。ケース・バイ・ケースで考えていきたいというふうに思つております。

○稲村稔夫君 みんな類似のものであれば横並びでみんなよろしいということについては私はちよつと抵抗があるんです。というのは、独自のものをちゃんと一番いいようにつくつていくということが大事なんだと思うんですね。ですから、よそのところにあるからこのところにも入れておかなきゃならぬということに必ずしもとらわれることは必要なかったのではないかと、こう思うんです。特別に何かあるんなら別ですよ。だけれども、想定を今されるものはほとんどないみたいなことですからね。ということなんです。これはまあいいでしょう。

次の評議員の規定であります。評議員というのはどんな基準で人選をするんですか。何か基準がありますか。

○政府委員(梅淵欽也君) 特段の基準を設けてゐるわけではございませんけれども、この機構の業務が大変広範囲にわたつておることから、こういったいろいろな業務に対応して広い範囲から学識経験を有する者を求めたいということ、それと公正中立な判断ができる、そういった人格識見の高い者を求めたい、そういうような考えでございます。

○稲村稔夫君 これは後の方の、先ほどの御説明の中での専門家の結集ということとどう関連するのかということがあるんであります。二十五条に「機構に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。」というふうになつてゐるんですが、そうするとこの「運営に関する重要事項」というのは、これは機械化研究の方の運営に関する事項と、それから研究促進に関する事項の運営ということ、両方の運営ということでしょうし、「その運営に関する重要事項」というのは全然質の違う事項についての運営ということにもなるわけであり得ますから、そういう中でこの「重要事項」というのはどういふことを考えておられるのか、これをまず伺つておきたいと思つております。

○政府委員(土屋國夫君) まず一番典型的な例といたしましては、具体的な例としましては、機構の最も重要な規定でございます定款の変更の問題、あるいは業務方法書の作成あるいは変更、それから毎年度の予算と事業計画、こういったことが最も基本的なことではないかというふうに考へておりますし、ほかの機構等においても同じような考へ方であるからして評議員会等の御審議をいただくということが必要ではないかというふうな考へておるところでございます。

○稲村稔夫君 そうするとこの評議員会というのは、それぞれの業務についての審議というのはしないんですね。

○政府委員(土屋國夫君) まず、事業計画とか、そういった基本的なことは、この評議員会でいろいろ御審議をいただくということが必要ではないかというふうな考へておりますけれども、個別のいろいろプロジェクトの採択等の問題については、これは評議員会という場で御審議をいただくということは必ずしも適切ではないんじゃないかというふうな考へております。

○稲村稔夫君 わかりました。それでは次に、先ほど山田委員から全体のこの機構の職員数等について伺つたと思つていただけますか。

も、具体的にこの研究促進の方の仕事というのはどのくらいの職員でやられるんですか。

○政府委員(梅淵欽也君) このことにつきまして、先ほどお答弁をさせていただきましたけれども、現在の段階では具体的な数はまだ定まつておりませんが、この機構全体としてはおおむね百人程度ということでございます。それから現在機械化研究所に属する職員は、先ほど農畜園芸局長からのお話がありましたように、この中で両業務に共通する管理運営部門のようなところを含めた機構全体の運営についてはこれから検討したいと考えております。発足時までに詰められると考えております。

○稲村稔夫君 何回も念を押して恐縮でございますけれども、そうすると現在の機械化研究所のメンバーというものは、これは今度の機械化促進の事業の方で確保されるんですか。間違ひなく確保されるんですか。

○政府委員(関谷俊作君) その点はそのとおりでございますが、ただ機械化研究所の従来の職員なりの組織の中で、例えば総務とか研究企画のような業務をやつております関係の組織、人員は、新機構になりましたときに、従来の機械化研究の部分だけではなくて、民間部分も含めた全体的な総務、研究企画というように担当する一体的な組織の方がいいじゃないかということでございます。もちろん研究業務もやりますので、そういう意味で完全に引き継がれるわけでございます。

○稲村稔夫君 そうすると、言つてみれば、事務部門は共通するということになります。それであと研究部門については従来どおりのものが確保されますということですね。

そこで、今度はそうすると新しい研究促進業務の方ですが、どうも差し引き勘定、頭の中でおおよその目子勘定をしてみると、現在はその間に大きな仕事がないといつたって、三十五億の原資を持つて充てようとするわけであり得ます。そうすると、この人員というのは、これだけの人員で果たして間に合うだろうか、かなりの人員を必要とするようになるんじゃないだろうかと思つてゐるんですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(梅淵欽也君) 将来の問題は別として、スタートをした後の段階におきましては、この限られた陣容の中で極力民間研究推進業務、出融資業務等でございますが、これを推進してまいりたいと、そういうふうに申し上げてお答えいたします。

○稲村稔夫君 それでは「業務」の方に質問を移してまいりましょう。

業務については先ほど山田委員からいろいろと出ておりましたからできるだけ重複を避けたいと思つておられますけれども、その中でわからないことがありますのでお聞かせいただきたいと思つております。それは融資についての成功、不成功の判断の問題ですね。この成功、不成功というものの判断はどういうふうにするおつもりなんですか。なかなか面倒なような感じが私はするんです。

○政府委員(梅淵欽也君) 判断をいただくものは、こういった試験研究の話でございますので、それぞれ専門の学識経験者等にそういった審査をお願いすることになります。そういった成功、不成功の評価でございますけれども、これについては、基本的な考へ方としては、研究の計画に沿つてこの成果が得られたかどうか、どの程度研究の計画どおりに進んだかというところ、それが評価の方法になるだろうと思つていただけます。さらに具体的には、類似のこういった関係の制度を持つたところがほかにもいろいろございますので、そういうところの例を十分検討しながら今後機構の中で十分詰められるものと、そういうふうな考へております。

○稲村稔夫君 通産省の関係で基盤技術についての、あれは技術センターでしたか、何かあれで類似の資金が運用されてゐるということも私は聞いておりますけれども、しかしそういった工業系のものとかかなり違うのでそれこそ生物系であると言へると思つてゐます。午前中の参考人の先生

方のお話の中でも、一定程度の期間というものはどうしても要ります、成果を見定めるには一定の期間がどうしても要ります。これは工業関係に比べればはるかに長い期間を必要とするわけですが、特にそれは例えばバイオのように期間を短縮してという努力をしている部分についてならばまだわからぬわけではありませんが、しかし従来方式の研究をさらに発展させていくというあれでいけば、例えば育種でいったら何世代も何世代も雑種をしていくという作業をしなきゃなりません。これは随分時間がかかります。

ここで、例えば五年据え置きで十五年償還というあれですけれども、お金を借りるという立場からいいますと、利子がつくのかつかないのかというのは、これは重大な問題にもなるわけです。そこでひょっとと私なんか心配になりますのは、例えば十年ではとうとう成果が得られなかった、しかし十二年、十三年でかなりの成果を得ることができた、これは結果から見るとそうだったという研究があったとしましょう。ところが五年から償還が始まるわけです。そうすると、その場合に不成功だったというところで無利子で償還をしようとしたら、そうすると後、まあ悪いことをしようと思つたらと言つたら言葉は悪いかもしれないけれども、そうすりゃ成功しませんでしたと言つた方がいような感じもないわけじゃないんで、そういう関係はどうなりますか。

○政府委員(土屋國夫君) お答えいたします。

今先生の御指摘のような心配が全くないと私も思いませんけれども、午前中のお話にもございましたように、かなり民間等においても試験研究の期間というものは短縮されているわけでございます。また、いろいろ研究の管理という面から見ましても、余り長期の計画ということも必ずしも適切ではないというふうに考えておりました。できるだけある一定の期間を区切つての評価が必要ではないかというふうに考えております。しかし、お話がございましたように、もう少しかかるとそこで判定ができるではないかという場合には

つきましては、ケース・バイ・ケースで十分その辺については事情というものを審査いたしまして、無理なことにならないように、場合によっては据置期間を若干でも延長いたしまして対応したいというふうに考えております。原則的には五年以内の据え置きで十五年償還ということで大体対応できるのではないかとこのように考えております。

○稲村稔夫君 どうもそれにしてもなかなかその辺の判断というのは難しさが伴っていくものだと思うんですね。

またもう一つ、私は難しいなと思つて感じているのは、評価をする専門家の意見が分かれる場合というのがあると思うんです。評価がそれぞれ違つて、要するにリスクまで出なさいいいますよ。物事がはつきりとしているものであるとか、そういうことではあればいいですよ。だが、ここであれすると、専門家が、いや、これだけあれば成果があつたと見ていいだろう、いや、これではとても成果と言えないというように議論が分かれることだつて間々あることですよ。そういう専門家の意見が分かれるようなときというのは何か対応を考へておられますか。

○政府委員(柳瀬欽也君) 御指摘のようなそういう問題には十分考えられることかと思つていますが、私どもとしては、当然そういう場合にさらに第三者によるそういう評価を加える場合とか、あるいは研究のそういう内容によつては、先ほどちょっと土屋総務官の方から説明がありましたけれども、その研究の若干の期間延長を考へてさらに評価を十分詰められるような状況に持つていくとか、そんなようなことを考へているわけでござい

ます。○稲村稔夫君 疑問ばかり出していて申しわけないですが、これは大事なことのですからあえて伺いたいんです。それからこういう場合があると思うんですね。技術開発としては一定の成果がありました、しかしそれを実用化するには至らない、その実用化に

はまだ先も遠そうだしというふうなことで、その研究を進めていた資本が手引くというふうなことがあり得ます。そうすると、その資金を借りていた者が、その研究者なら研究者が個人でかぶらなきやならないことになるんだろうかどうなのか。その辺がちょっと気になります。どうなんですか。

○政府委員(土屋國夫君) そういう場合は十分あり得るというふうに思ひますけれども、この成功、不成功というものの判定といひますか評価は、その試験研究計画をベースにして行つたというふうに考へておるわけでございまして、したがつて、必ずしも企業化されるかどうかということと直接間うものではないというふうに思ひます。ですから、試験研究当初の計画どおり達成されているかどうか、あくまでもそれに視点を当てて評価していきたいと、こういうふうになつております。

○稲村稔夫君 おっしゃることはわからぬわけじゃありませんが、私は民間の研究というところから気にしてるんです。あと一歩に近づいてるけれども実用化していくにはまだ時間がかかるし、もうやめた、それで資本の方が手を引いていいますと、研究者だけが裸になつて残るといふ場合があり得ます。研究のためには相当資金の援助を受けていたわけですね。そして研究としては一定程度の成果があつた。要するに実用化のための試験であれば別ですが、基礎的な研究では実用化にかなり遅いことが随分あるわけだけれども対象になるわけでしょう。しかし、そういうことで研究者が裸になつてしまふということもあり得る。これは片一方は企業ですから、企業の見込みとの関係でそういうことが起こり得ると思うんです。そういうときに何か救済の措置というのがあるんでしようか。

○政府委員(土屋國夫君) そこは先ほど申し上げましたけれども、もう少し時間がかかればある程度評価ができるというふうな場合にはそれはそれは弾力的に対応する、もう少し支払い期間を猶予するとか延長するとかということに対応していき

たい、いけばいいんではないかというふうに考へているわけですね。

○稲村稔夫君 ちょっと私の聞いている聞き方が悪いのかもしれないんですが、要するにそうすると、企業が手を引いてもその企業が返すということですか。そのところをちょっとはつきり言つてください。

○政府委員(土屋國夫君) これはあくまでも企業体を対象にして行つたものでありますから、今申し上げたようなケースの場合には、企業が責任を持つてその返済をするという必要があると思ひます。

○稲村稔夫君 次に、この資金の回収の問題について伺いたいと思ひます。

それはこの生物系というものの一つの特徴だと思ひますけれども、工業の場合の研究に比べると結構時間がかかります。時間がかかつて、しかも、先ほどいろいろと伺つてきたんですが、実を言つと、成功、不成功の定めがなかなか難しい部分があつて、そしてまた今のうちに弾力的に運用して少し延ばしていきやうとかなんとかというケースというものが案外ふえてくるんじゃないでしょうかという気になります。そういういたしますと、これは資金の回収という点でいろいろ問題が出てくるのではなからうか、こんなふうに思ひます。

それから出資事業の場合には、一定の成果が認められたということになりますと、今まで伺つていたところだと、何か株の売却とかなんかにいうことで回収すると、こういうふうにも伺つてまいりましたが、これも企業というものはなかなか容易なものでございませぬ、今のような状況の中易に株が売れるようなものとは必ずしも限らぬ場合も随分あります。資金の回収という面でも普通の工業の場合とはいろいろと違う困難が伴うんじゃないだろうかと思ひますけれども、その辺はどのように考へておられますか。

○政府委員(土屋國夫君) 非常に大切なお金を運用するわけでございしますから、十分その資金、債

権管理等については慎重を期さなければいけないというふうに考えております。

したがって、まず第一は、プロジェクトの採択等に当たって、相手の信用あるいはその成功の確率の問題はもちろんでありますけれども、信用の問題等も十分審査する必要があるというふうに考えております。信用力の問題、さらには融資に当たっては保証とかあるいは担保というところをとることも必要ではないかというふうに考えているわけでありまして。

それから出資につきましては、これも同様でありますけれども、この技術開発ということにつきましては相当リスクを伴うことは避けられませんが、その点での覚悟はある程度はしなきゃいけないというふうに思いますが、しかし出資に当たっても十分そういう意味での債権の確保というか株の売却といったようなことで資金回収を考えているわけでありまして、そういう可能性はある程度審査し、検討した上で出資というものが必要ではないか。

いずれにいたしましても、これらについては、機構発足後、それぞれ専門家等の間において十分検討されることではないかというふうに考えております。

○稲村稔夫君 これの対象は国内の企業だけですか、出資、融資それぞれ。

○政府委員（土屋國夫君） 国内の企業を対象に考えております。

○稲村稔夫君 それは企業の国籍ということ考えられますか、それとも日本国内にある企業で国籍は関係ないということになりますか。その辺はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員（土屋國夫君） その点につきましてはまだ必ずしも十分に詰めてはおりませんけれども、私どもとしては、いろいろなことを考えたときには、国内における国内企業を優先して対応すべきではないかというふうに考えております。

○稲村稔夫君 優先してという程度だとちよっと私は気になります。そうすると、例えばのこと

で、カーギル社が国内にバイオ関係の研究をしたということなどで日本人の研究者などを使いながら基礎研究を始めたということ、この機構の資金を利用したいというときは利用できますか。

○政府委員（土屋國夫君） これは大変微妙な問題でございまして、こういう国際関係がなかなか厳しい状況でありますから、建前として、その国内における日本国の企業以外のものは排除するということをきちんと明確にするということとはなかなか問題ではないかという感じもしておりますけれども、あくまでもこの法律の趣旨に則して、まさに国民経済の健全な発展あるいは国民生活の向上という面に寄与するというのがこの制度の大目的でありますから、それにふさわしいものを選んでいくということに対応することが適当ではないかというふうに思っております。

○稲村稔夫君 そうすると、外国の企業であつても申請をされれば、いろいろな条件を見ていって合えば口出しをしなきゃならぬということになるんでしょかね。今のよう運用にいつたときに何かその辺のところははっきりしてない。申請が出てきたときに、なぜはじいたんだという問題が当然出てくる。それこそ不明朗だということでもまたクレームがつけられるというようなことなる危険性の方が強いんじゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員（土屋國夫君） 先ほど申し上げましたように、建前として全く最初からそれを排除するというわけにはまいらないんじゃないかというふうに考えておられて、あくまでもこの制度の目的に則して判断していくことが必要ではないか。それ以上ちよっと申し上げかねるところでござい

ます。

○稲村稔夫君 時間がとうとう来てしまいました。まだ実は余っていたんですけれども、とうとう時間がなくなりましたので、最後にまた大臣のお考えを伺って私の質問を終わらざるを得ないわけ

です。

ことというのは、大きくくくつてしまえば我が国農業そのもの、農林水産業に重大な影響を与えてはいけない、それが特定資本の支配だとかなんかにいうことになつてもいけないし、それからまた、特に最後の方で伺つた、外国資本とのあれの中に巻き込まれてしまつてもいけない、そういうふうな国の施策が農林漁業を衰退の方へ持つていくなどということになつてしまつたら大変だ。こういう問題が一つあります。

それから、きょう午前中にいろいろと参考人の皆さんの御意見を伺いながら私は感じたんですが、最近には特に、白い服を着て農業をやるなどという傾向が、極端な言い方ですけれども、生まれてくるということに対しては私も警戒しなきゃならないと思つてます。今の農業というものを、もつとも適切に育てていく、そういう観点から大臣の御見解を伺いたいと思つてます。

○国務大臣（羽田孜君） さきにも申し上げましたとおり、この生物系特定産業技術推進機構を設立いたしました基本的な考え方は、まさに今先生からお話のございましたように、我が国の農林水産業並びに食品産業、こういったものを本場に助長して農業に携わる皆さん方あるいは国民経済に大きなプラス効果を得よう、そして今、各国ともこの問題について非常に研究が進んでおるといふ現状の中でそういったものに対応できるような、負けてしまわないような体制をつくらなければいけないということ、これを進めておるわけでございます。一部の人たちですとか、あるいは外国資本に牛耳られてしまつたというようなことがあり得ないように、そしてともとの母体になつておつた機械化研究所、こういったものがこれから所期の目的というものをきちんと達せられるように、私どもとしても十分目を配りながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（成相善十君） 本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長（成相善十君） この際、委員の異動について御報告いたします。

田淵哲也君が委員を辞任され、その補欠として山田勇君が選任されました。

○委員長（成相善十君） 次に、農林水産政策に関する調査のうち、外国人漁業の規制に関する法律の改正に関する件を議題といたします。

本件に關しましては、理事会で協議をいたしました結果、お手元に配付してありますような改正草案がまとまりました。

○委員長（成相善十君） 御異議ないと思つて、さよう決定いたします。

○委員長（成相善十君） 御異議ないと思つて、さよう決定いたします。

午後五時三分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は三月二十八日）
一、生物系特定産業技術研究推進機構法案
五月二日本委員会に左の案件が付託された。
一、森林・林業の活性化と国有林野事業再建に

関する請願(第二〇八〇号)
一、昭和六十二年からの新水田利用再編対策
に関する請願(第二〇八一号)

第二〇八〇号 昭和六十一年四月二十三日受理
森林・林業の活性化と国有林野事業再建に関する
請願
請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

内 島貫義衛

紹介議員 八百板 正君

我が国の森林・林業は高度成長期における乱開
発、山村の過疎化、大量の外材輸入、住宅建設の
低落・需要減と材価の低落等によつて、危機的状
況に追い込まれている。ついでには、森林・林業の
公益的機能を重視し、その復旧と充実を図るた
め、次の事項について対策を早急に講ぜられた
い。

一、国産材の振興対策について次のようにするこ
と。

1 国・公共施設の建築にあつては、木材、
特に国産材を使用することを指導し、そのた
めに必要な財政措置をすること。

2 個人住宅建築にあつて、一定率以上国産
材を使用した場合は、住宅金融公庫の貸付利
子の軽減及び償還期間の延長を図ること。

二、民有林の振興対策について次のようにするこ
と。

1 地域林業振興のために、法の制定について
総合的に検討すること。

2 当面の対策としては、山村住民の生活環境
の整備と現行の補助及び融資制度の改善を図
り、必要な財政措置をすること。また、森
林・林業、木材産業活力回復五カ年計画の期
間延長、助成内容の改善をすること。

三、国有林野事業の機能回復のための財政再建対
策について次のようにすること。

1 国有林野事業については、なお一層の経営
改善に努めるとともに、国有林面積の六十四
パーセントを占める保安林、治山事業、生活

道路の新設・維持修繕、材木育種事業、国民
の保健休養等、計量可能な費用は一般会計か
ら繰り入れること。

2 財政投融資資金からの繰入金の利子につい
ては、国有林財政の現状と使命にかんがみ、
公有林拡大造林なみとし、上回る部分につい
て一般会計から利子補給をすること。また、
造林費の借入金の償還期間についても民間な
みとすること。

第二〇八一号 昭和六十一年四月二十三日受理
昭和六十二年からの新水田利用再編対策に関す
る請願
請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

内 島貫義衛

紹介議員 八百板 正君

昭和五十九年から実施してきた水田利用再編第三
期対策は、昭和六十一年度をもつて終了し、昭和
六十二年から新しく再編対策を実施しようとし
ているが、この間韓国米緊急輸入は、農政に対す
る不信と不安を増大させてきた。ついでには、昭和
六十二年からの対策にあつては、農業経営の
安定と生活の向上などの見地から、次の事項につ
いて特に配慮されたい。

一、転作目標面積は拡大を行わず緩和措置を講ず
ること。

二、米の単年度需給計画を見直し、備蓄を考慮し
た計画的な適正在庫を図るとともに、外米輸入
による需給均衡政策はしないこと。

三、長期的な視点にたつた需給の動向と、地域の
実態に即した転作の定着化を図るため、次のよ
うにすること。

1 転作奨励補助金は、現行を特に下回らない
こと。

2 他用途利用米については、規格外米を含め
るなど基準の緩和措置を講ずること。

3 現在転作面積にカウントしている永年性作
物等を次期対策においても継続するとともに
に、奨励金の交付期間後の転換畑についても

面積算入をすること。
4 転作対象外となつたりんご等地域農業振興
に即した転作物物については特認対象作物と
すること。

第二号中正誤

一 二 段行 誤

一 二 三 糖谷 眞平君 糖谷 眞平君
八 三 五 糖谷眞平君 糖谷眞平君

第六号中正誤

一 二 段行 誤

一 二 三 糖谷 眞平君 糖谷 眞平君
八 三 五 糖谷眞平君 糖谷眞平君

第七号中正誤

一 二 段行 誤

一 二 三 糖谷 眞平君 糖谷 眞平君
八 三 五 糖谷眞平君 糖谷眞平君

一 二 段行 誤

一 二 三 糖谷 眞平君 糖谷 眞平君
八 三 五 糖谷眞平君 糖谷眞平君

昭和六十一年五月十七日印刷

昭和六十一年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D